第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１　歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では，水戸市歴史的風致維持向上計画（第１期）に基づき，歴史的風致の維持と向上を図ってきました。その結果，歴史的建造物の整備や歴史的景観の向上，民俗芸能活動の活性化など，一定の成果を得ることができました。

しかしながら，歴史的建造物の老朽化や民俗芸能継承者の減少などが依然として課題として残されています。また，市民や近年増加している観光客へのわかりやすい情報発信の手法など，新しい課題が生じています。

（１）歴史的建造物等の整備，保存，活用に関する課題

本市では，1945（昭和 20）年８月の空襲で当時の市街地の約７割を焼失し，多くの歴史的な建造物やまちなみが失われましたが，弘道館，八幡宮，薬王院をはじめとした歴史的建造物が現存しており，偕楽園をはじめとした数多くの史跡も有しています。

弘道館（特別史跡）の敷地内で，かつて文館があった場所

第１期計画期間中において，歴史的建造物の調査を行い，市指定文化財として３件の指定，国登録有形文化財として２件の登録，歴史的風致形成建造物として４件の指定に至りました。あわせて，弘道館や偕楽園，八幡宮といった歴史的建造物の修理事業にも取り組むとともに，史跡の整備などを進め，来場者が利用しやすい環境を整えました。

しかし，指定や登録された歴史的建造物のうち，老朽化が進行しているものや，耐震性が不足しているものがあります。また，歴史的建造物のうち，調査・研究が不足し，未指定のままとなっているものがあります。

（２）歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上に関する課題

水戸市の中心街では，往時の水戸城下町における区画の名残をみることができます。また，偕楽園や八幡宮，そして保和苑の周辺等は空襲による被害が少なく，歴史的建造物が集積しています。さらに，郊外には古くからの建造物が残されています。しかしながら，それら周辺には様々な建造物や電柱等が建ち並び，高層建築物の増加や屋上などへの大きな広告物が掲出されるなど，景観に大きな影響が及ぶ可能性がありました。

本市では，風致地区や高度地区等の設定や，景観計画を策定して，その影響の防

止に努めてきましたが，第１期計画においても，重点区域のなかで特に，①弘道館・旧水戸城周辺，②偕楽園周辺，③備前堀周辺，④八幡宮・保和苑周辺等を中心に，歴史的建造物と周辺環境の調和を図る事業を進めました。これら区域については，いずれも歴史的景観に配慮したデザインへの改修が進められました。また，③備前堀周辺では景観形成基準に合った建築物への助成を進めました。

周辺景観と調和がとれていない弘道館周辺道路と空地

これら区域においては，景観の向上が図られました。しかし，歴史的建造物周辺の公園や道路の柵や電柱，住宅や門，塀などの形態・意匠が歴史的景観と調和しない箇所も残っています。また，屋外広告物の掲出により，歴史的建造物周辺の景観や眺望に支障をきたす箇所があります。

（３）民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化に関する課題

本市には，吉田神社，八幡宮，東照宮，鹿島神社，有賀神社等の神社で執り行われる祭礼，大串のささらばやしに代表される民俗芸能，水府流水術や北辰一刀流などの武芸，偕楽園や弘道館を舞台に実施される梅まつりなどの伝統行事など，主に江戸時代に由来を持つ歴史と伝統を踏まえた人々の活動が数多く残されています。これらの中には，県や市の無形民俗文化財に指定されているものもあり，現在は保存会などを中心に保存・伝承活動が行われています。

第１期計画では，担い手の継承や運営組織の強化を図るため，市内の保存団体に伝承保存及び後継者育成のための支援を行いました。また，民俗芸能伝承者による実技を披露する機会を設け，幅広く市内外の人々にＰＲすることができました。

さらに，民俗芸能の調査・研究を行い，新たに文化財指定を行いました（市指定無形文化財３件，無形民俗文化財１件）。

しかし，少子高齢化社会に伴い，これらの活動を担う人々の高齢化が進み，後継者が不足しています。また，地域におけるコミュニティ意識の希薄化などで，参加者の減少や規模の縮小等がみられます。そのため，かつての賑わいが失われつつあるとともに，どのような内容で実施されていたのかを知る市民も少なくなっています。

（４）歴史的風致等に関する情報発信と市民への普及啓発に関する課題

歴史的風致の根幹を成すものに，歴史的建造物や民俗芸能等を含む様々な有形･無形の文化財があります。これらは水戸の歴史・文化を今に伝え，水戸らしさを示す大切な証拠であると同時に，市外の人々に水戸の魅力を理解してもらうための貴重な観光資源になりうるものです。

外国語に対応していない文化財説明板

そこで，水戸の文化財や歴史的風致について，市民･観光客問わず多くの人々にその魅力を知ってもらうため，市の広報誌やホームページとともに，市内各地に文化財説明板を設置することで，周知に努めてまいりました。

しかしながら，ＳＮＳを有効的に活用することや市の広報のみならずタウン誌等に積極的に情報を提供するなど，市内外の幅広い層，特に若年層への情報の提供が不足しています。

さらには，今後ますます増加すると見込まれる本市への観光客，なかでも外国人観光客に対して，情報提供を行うための外国語に翻訳した説明板の設置が不足しています。

また，歴史的建造物や民俗芸能等を題材としたイベントや講座等の実施も，多いとは言えないのが現状です。

２　既存計画との関連性

本計画の上位計画である総合計画，及び本計画に関連する主な計画等は以下のとおりです。ここでは，本市の各種計画における歴史的風致の維持向上に関わる位置付けを中心にまとめました。

図３－１　本計画と上位・関連計画との相関

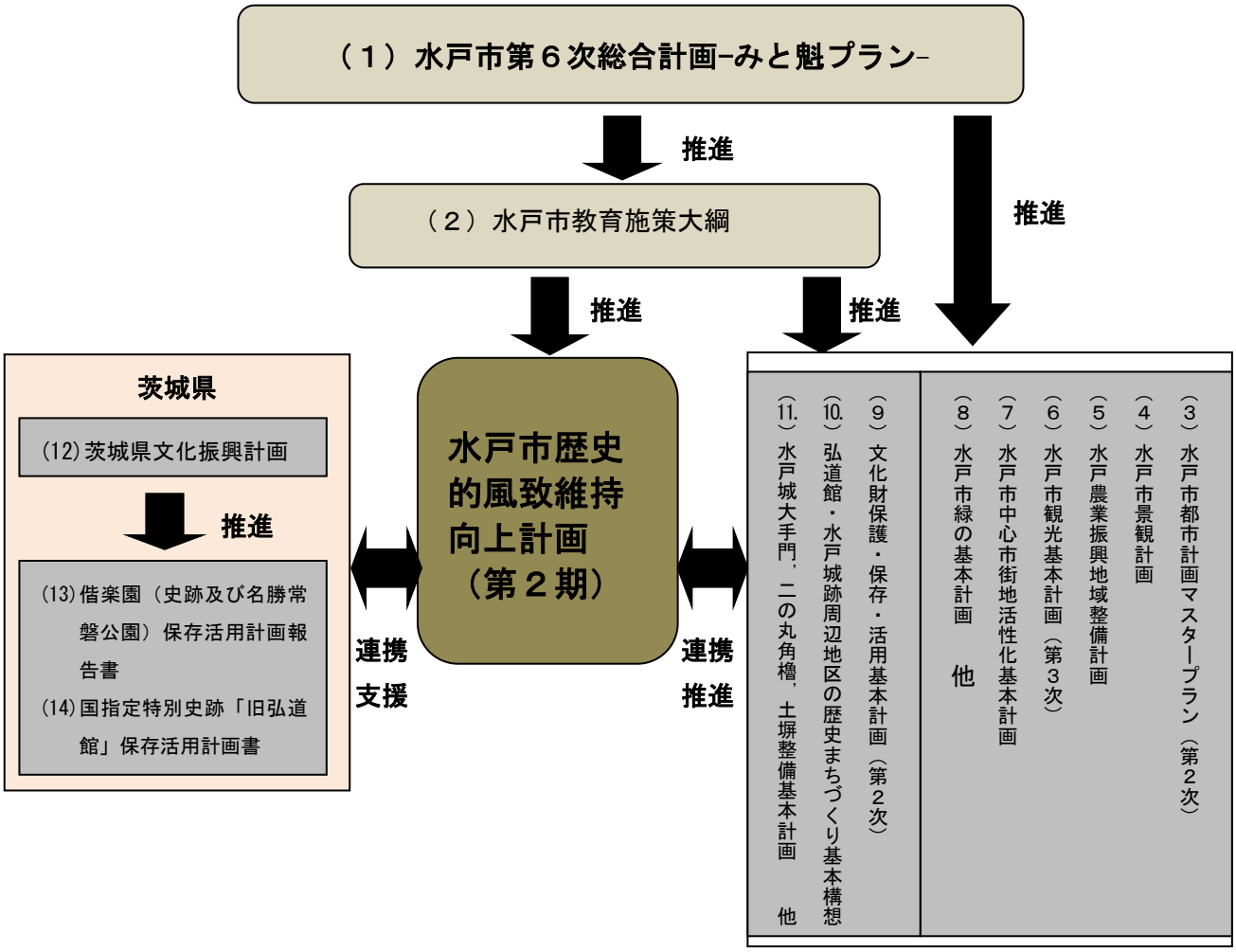

（１）水戸市第６次総合計画ーみと魁プランー（2014（平成 26）年３月策定）

本市は，都市づくりの基本方針となる「水戸市第６次総合計画」を策定し，「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」,「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」,「水戸ならではの歴史，自然を生かした魅力ある交流都市づくり」の３つの理念のもと，将来都市像を「笑顔あふれる安心快適空間　未来に躍動する　魁のまち・水戸」と定め，その実現に向けた各種施策を位置付け，計画に基づく施策を推進しています。

基本計画の重点プロジェクトの一つ，「～水戸の自然，歴史，文化の魅力を生かした～観光集客力アッププロジェクト」では，本市の有する歴史・文化の魅力の向上に優先的かつ集中的に取り組むこととしています。また，歴史的資源を活用したまちづくりは，観光や都市景観，にぎわい，交流の創出に重要な要素となっていることから，基本計画・各論で歴史まちづくりに係る施策が位置付けられています。

図３－２　水戸市第６次総合計画の施策の柱と重点プロジェクト

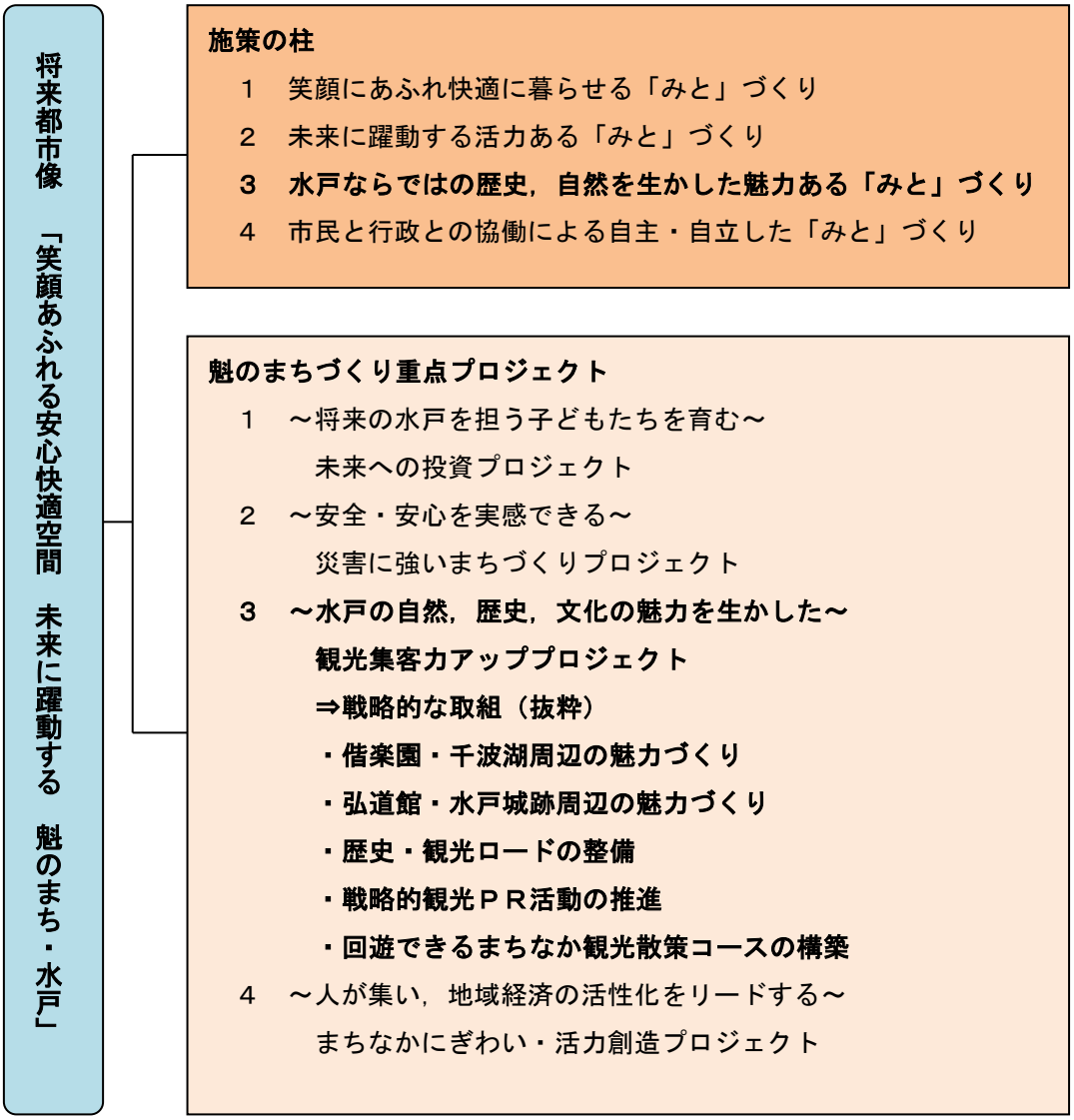

（２）水戸市教育施策大綱（2016（平成 28）年策定）

本大綱は，本市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとして策定されたものです。教育目標を「知性にとみ，心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成に努める」と定めます。

基本理念を「水戸を愛し，世界で活躍できる人材の育成」として，「歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり」を目標の一つとして，「市民との協働により，水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め，郷土への誇りと愛着を深めるとともに，歴史や文化，芸術に親しみ，国際社会で活躍できる人材を育成する。」としています。

（３）水戸市都市計画マスタープラン（第２次）（2015（平成 27）年策定）

この計画は，「全体構想」と「地域別構想」から構成され，目指すべき将来像として「持続可能なコンパクトなまち」を掲げています。

全体構想では，「分野別まちづくりの方針」の４つの視点のうち，「都市活力の向上等」において，施策として「水戸ならではの歴史を生かした拠点づくり」，「魅力ある景観の形成」，「歴史まちづくりによる道路の整備」，「観光資源や魅力向上を図るための公園の整備・充実」を掲げています。

地域別構想では，市域を全 13 地域に分類し，さらに各地区に分類して，個別にガイドプランを設定しています。地区として，「弘道館・水戸城跡周辺地区」，「偕楽園・千波湖周辺地区」，「保和苑周辺拠点」，「備前堀周辺地区」等を設定して，水戸の歴史と文化，自然景観を生かした風格と潤いのあるまちづくりを目指し，良好な景観の形成の誘導を図ることとしています。

（４）水戸市景観計画（2008（平成 20）年改定）

この計画は，2004（平成 16）年制定の景観法に基づき，魅力ある都市景観の形成を目指すため，これまでの都市景観基本計画を水戸市景観計画として 2008（平成 20）年に改定したものです。

基本方針のなかで「風格，味わいある歴史・文化景観の育成」「自然や歴史と調和した美しいまち並みの形成」を掲げ，歴史的資源のつながりや回遊性の向上を図るとともに，歴史的資源を保全・再生・再認識し，伝統文化を発見し，継承することとしています。

弘道館・水戸城跡周辺地区（本計画では「三の丸周辺地区」と呼称），偕楽園周辺地区，保和苑周辺地区，備前堀周辺地区について，重点的に景観形成を図る地区として定めています。**(→P163)**。

（５）水戸農業振興地域整備計画（2012（平成 24）年９月改定）

この計画は，優良農地の確保,保全を基調として，農業における計画的な土地利用を推進するために策定され，2012（平成 24）年に改定されたものです。

「生活環境施設の整備計画」にて，農村地域の文化性にふれ，地域伝承文化を農村のもつ地域遺産と位置づけ，地域伝承文化の承継を推進することで，農村の特性を活かした都市との交流関係を築き，活力と潤いのある農村の創造を目指していくこととしています。

図３－３　水戸農業振興地域整備計画土地利用計画図

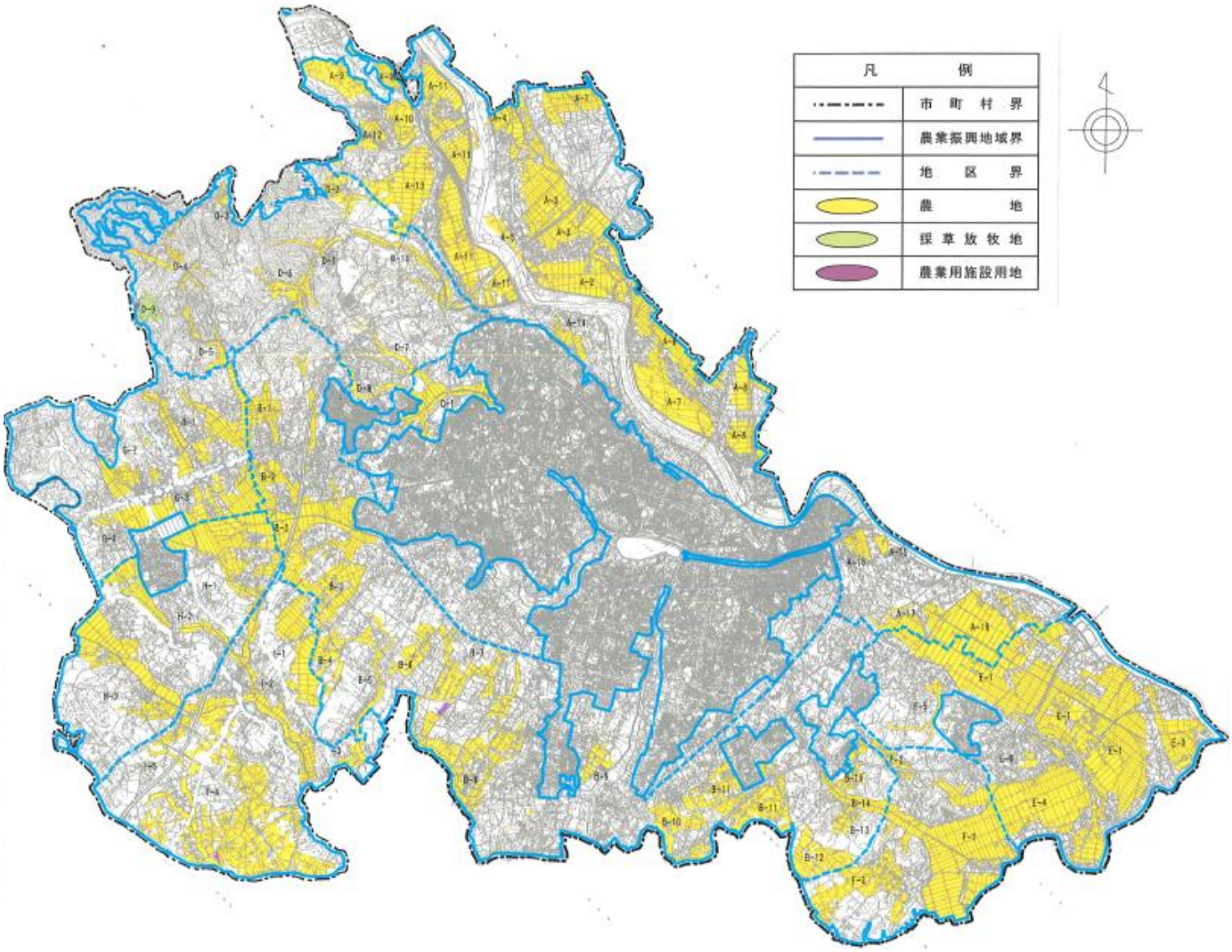

（６）水戸市観光基本計画（第３次）（2015（平成 27）年８月策定）

この計画では，目指す将来イメージを「おもてなしと歴史・文化・自然によって新たな感動に出会えるまち　水戸」と定め，弘道館などの歴史的資源をはじめとする多様で魅力ある観光資源を活用し，観光客を惹きつけ，多くの観光客に来訪いただける観光都市を目指すこととしています。

（７）水戸市中心市街地活性化基本計画（2016（平成 28）年６月策定）

この計画は，中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上のために推進していく具体的な取組，目標，計画を定めたものです。

弘道館周辺地区は，計画区域に含まれ，目標を達成するための主要事業として「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり」を位置付けています。

（８）水戸市緑の基本計画（2017（平成 29）年５月策定）

この計画は，2004（平成 16）年に改正された都市緑地法に基づき，中長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画として策定したものです。

基本理念の一つとして「歴史と緑が息づくまち」を掲げ，本市には偕楽園に象徴される緑の歴史があり，安全・安心はもとより散策や四季の移ろいを感じる自然，遺跡など歴史的な味わいといった豊かな市民生活が営なまれ，水戸ならではの歴史と緑が息づくまちをつくるとしています。

そして，歴史的・文化的環境の保存と活用とともに偕楽園や千波公園の再整備を進めるとしています。

（９）水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第２次）（2018（平成 30）年２月策定）

この計画は，文化財を確実に次世代に継承していくとともに，社会環境の変化等に対応し，文化財の保護・保存・活用に掛かる施策の推進の指針として策定したものです。基本施策の一つとして，歴史まちづくりを推進するとしています。

図３－４　基本方針と基本施策

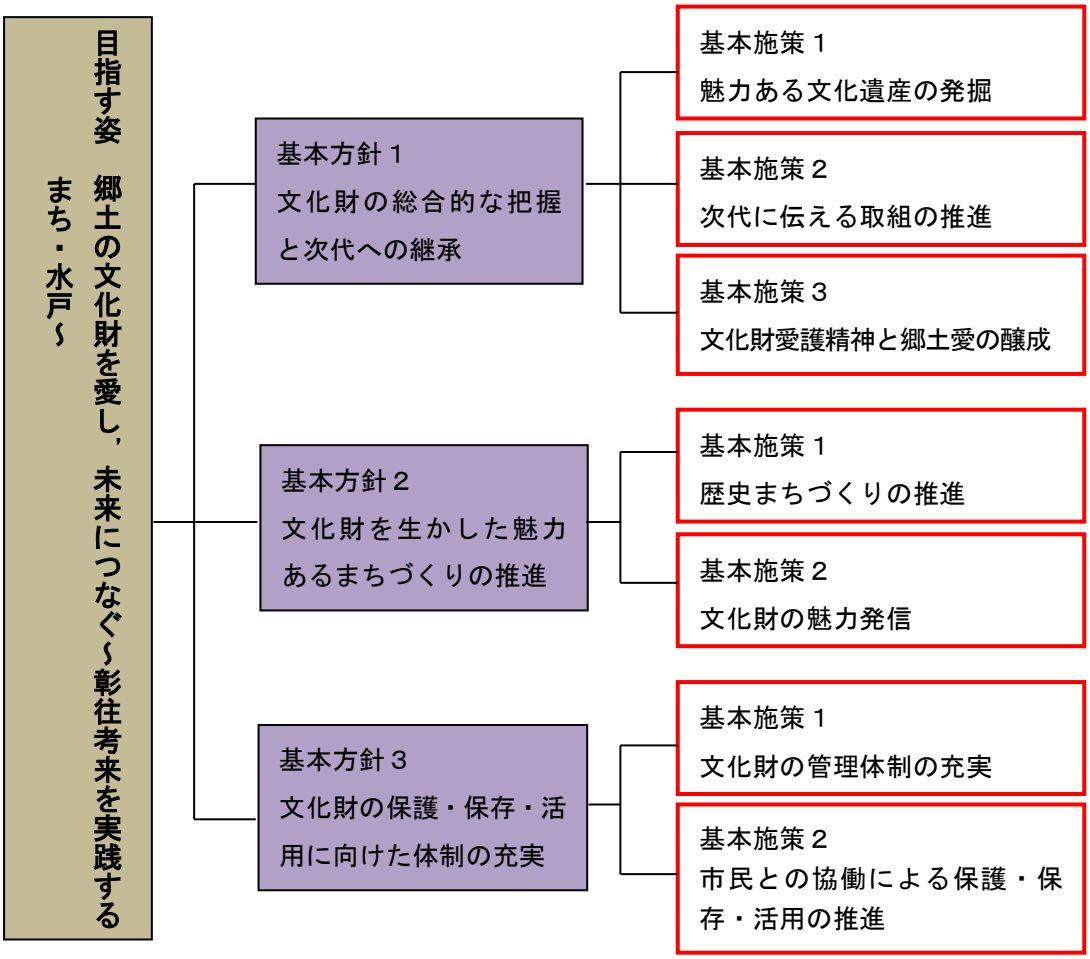

(10) 弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想

(2014（平成 26）年 11 月策定)

この計画は，弘道館・水戸城跡周辺地区について，「水戸の顔にふさわしい　天下の魁の精神を受け継ぐ歴史・文化交流拠点の形成」を基本理念とし，歴史的資源を活用しながら，水戸城跡の魅力を最大限に味わい，集い，交流する歴史まちづくりを進めることとしています。

歴史まちづくりの視点として，「誰もが水戸城を感じることができる歴史的空間づくり」，「水戸城跡の魅力資源を繋ぎ，楽しく歩きたくなる回遊性の創出」，「歴史的資源や回遊空間の保全・活用による，市民や観光客の交流拠点づくり」を設定しています。また，具体的取組として，次の事業を掲げています。

表３－１　弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想の具体的取組

取組内容	事業
①魅力ある歴史的建造物の復元整備	・水戸城歴史的建造物（大手門・二の丸角櫓・土塀）の復元整備
②歴史の感じられる歩行者空間の形成	・歩いて楽しめる回遊ルートの設定 ・歴史的景観に調和した道路整備 ・水戸城歴史的建造物（白壁塀，杉山門等）の再生整備 ・弘道館東側用地の有効活用
③中心市街地のにぎわいと交流の創出	・回遊できる観光地づくり ・既存観光資源のリノベーションによる魅力づくり
④歴史的景観の保全と形成	・景観法の届出による景観誘導 ・高度地区，屋外広告物条例，風致地区条例による規制 ・風格ある歴史的景観の形成 ・歴史的資源の適切な保護，保存

（11）水戸城大手門，二の丸角櫓，土塀整備基本計画（2015（平成 27）年 10 月策定）

この計画は，「（９）弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」をうけて，大手門，二の丸角櫓，土塀の整備について，基本的な考え方と方針を定めたものです。整備計画（平成 31 年度に完成）と動線計画，さらに完成後の管理・活用計画を定めています。

（12）茨城県文化振興計画（2017（平成 29）年３月策定）

本計画は，文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために茨城県が策定したもものです。

基本目標を，『～県民一人ひとりが主役～文化が創る・つなぐ「人と地域が輝くいばらき」』とし，伝統文化や生活文化を継承する担い手づくりに向けた取組や，伝統文化を継承するために必要な資金や人材の確保などに対応する取組を支援することとしています。

さらに，地域の文化的資産の集積を観光や地域振興等のために積極的に活用し，地域の魅力や活力を向上させ，地域づくりや賑わいづくりにつなげることとしています。あわせて，次世代へ確実に継承するために，国，県等による文化財指定を進めるとともに，県内に所在する文化財の状況を把握し，適切な保存のための調査や整備及び埋蔵文化財の発掘調査等を推進するとしています。

(13) 偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画報告書

（2007（平成 19）年 12 月策定）

茨城県において，偕楽園（常磐公園）の保存管理や運営活用の方向性とともに，文化財庭園に指定されている本園，桜山，丸山を対象として保存・整備・活用計画を定めたものです。

表３－２　偕楽園の保存管理・整備・活用の基本方針

項目	内容
①保存管理	・文化財庭園としての本質的な価値の保全 ・史的根拠に基づいた園の構成要素の保存管理 ・周辺環境を包括した一体的な保全 ・県民の精神的な核としての保存
②整備	・庭園の価値を保存するための整備 ・文化財庭園の価値の理解を促すための整備 ・来園者へのサービスのための整備 ・来園者の安全を守るための整備 ・諸施設の整備
③活用	・多様な来園者を想定した利活用を図る ・制限を越えた来園者の対応など計画的な運営を行なう ・積極的な公開や情報公開を行う ・県民などの主体的な参画を促す ・公園マネジメントを確立する

(14) 国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書（2017（平成 29）年３月策定）

茨城県において，「旧弘道館」の本質的価値を適切に保存し，次世代へと確実に伝えていくことを目的として策定されたものです。

表３－３　弘道館の保存・活用・整備・運営・体制の基本方針・方向性

項目	内容
①保存（保存管理）	・本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について，1857（安政４）年の本開館時の弘道館の姿を基準として確実な保存（保存管理）を行う。
②活用	・「旧弘道館」の確実な保存を前提に，本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い，周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り，将来的には，1857（安政４）年の本開館時の弘道館の姿を目標にして後世に継承していく
③整備	・本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い，1857（安政４）年の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。 ・短期整備として防犯設備の整備や，解説・展示機能やガイダンス機能，案内機能の充実化に必要な整備や，園路のバリアフリー化等の利便性向上のための整備を実施する。 ・可能な場所から発掘調査を行う。 ・中長期的整備として，今後整備基本計画や建造物の保存活用計画を策定し，建造物の修理や収蔵施設整備等を進めるともに，文館といった藩校時代の諸施設の再現に合わせて，管理機能やガイダンス機能，便益機能等の向上に向けた整備を進めるとしています。
④運営・体制	・「旧弘道館」の確実な保存と，地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

３　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題であげた４点に沿って以下のとおり方針を定めることとします。

（1）歴史的建造物等の整備，保存，活用

ア　歴史的風致形成建造物，指定文化財，又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等の整備（修理・復元を含む。）を行いながら保存を進めるとともに，観光資源等として活用します。

イ　新たな歴史的風致形成建造物，指定文化財，又は登録有形文化財への指定・登録に向けた調査・研究を進めます。あわせて，歴史的風致形成建造物，指定文化財，又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等の調査・研究を進めます。

（2）歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上

ア　公園及び道路等の公共施設について，歴史的背景や景観に配慮した整備を目指します。

イ　建築物の形態意匠の誘導や屋外広告物等の規制等により，歴史的建造物等と調和した景観形成を目指します。

（3）民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化

ア　民俗芸能や年中行事等の次世代への継承を図るため，伝承保存や後継者の育成を支援します。

イ　民俗芸能等の保護団体と協働し，発表機会を提供する等，活動の活性化を図ります。

（4）歴史的風致等に関する情報発信と市民への普及啓発

ア　広報誌をはじめ，ホームページやＳＮＳ等を通して，日本遺産の認定を受けた文化財をはじめとする歴史的風致や歴史的資源に関する情報発信に取り組みます。また，多言語化に対応した文化財説明板を設置し，世界中から水戸を訪れた人々に対して，水戸の歴史・文化について理解の促進に努めます。

イ　各種イベントや講座等の実施による普及啓発を通して，市民の歴史的風致や歴史的資源に対する意識醸成を図ります。

４　歴史的風致維持向上計画の実施体制

本市では文化財保護行政を教育委員会事務局教育部歴史文化財課が所掌しています。本計画に基づく方針及びそれに基づく各種の施策の実施に当たっては，文化財部局とまちづくり部局の連携が必要不可欠であるため，「水戸市補助機関に関する規程」に基づき，文化財保護行政を統括する教育部長を委員長に，都市計画行政を統括する都市計画部長を副委員長に置き，庁内の関係課長をもって組織する「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置し，本計画の策定及び推進などに関する各部課間の合意形成及び連絡調整を行うこととします。また，検討委員会の下部組織として歴史文化財課長を座長，都市計画課長を副座長として，関係課の課長補佐級の職員で構成する「水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループ」を設置します。

なお，当委員会の庶務については歴史文化財課が担当することとし，良好な景観の形成に関する施策を主管する都市計画課と十分に連携を図ります。

また，市文化財保護審議会ほか学識経験者や専門家の意見を取り入れながら計画を推進します。

【委員の構成】

教育部長（委員長）　都市計画部長（副委員長）

政策企画課長，交通政策課長，財政課長，市民生活課，商工課長，観光課長

建設計画課長，道路管理課長，建築課長，都市計画課長，建築指導課長

公園緑地課長，市街地整備課長，教育企画課長，学校施設課長

計画に基づく各種の事業については，次のとおり各事業担当課と歴史文化財課が連携して進めます。

図３－５　計画の実施体制

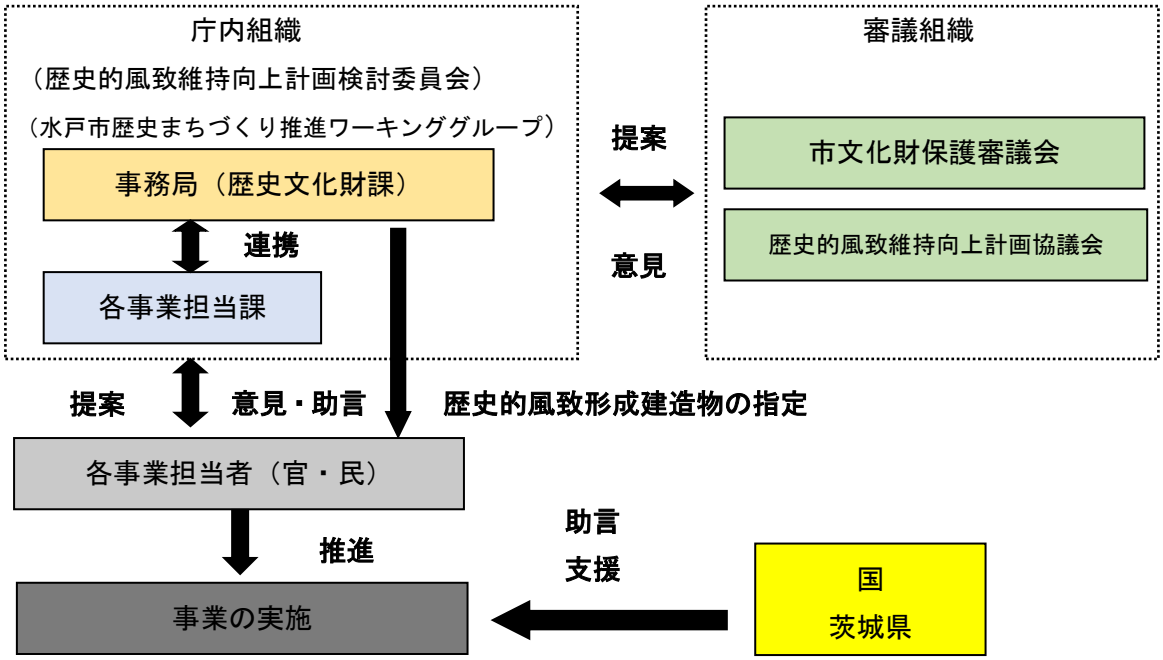

第４章　重点区域の位置及び区域

１　重点区域の設定の考え方

水戸市歴史的風致維持向上計画（第１期）において，重点区域「水戸市歴史的風致保存・形成区域」を設定し，弘道館や偕楽園といった歴史的建造物の整備をはじめ，周遊ルートの整備や電線共同溝などの景観に配慮した道路整備，また，まちなみ景観の向上と祭礼行事等への支援など本市の歴史的風致の維持・向上に取り組みました。その結果，歴史的景観の向上とともに，まちなみの保存や民俗芸能等の住民の意識の高まりなどの一定の成果をあげています。

また，水戸城大手門や二の丸角櫓の復元事業など，現在も水戸城跡周辺では整備事業が進められています。また，弘道館について 2016（平成 28）年度に茨城県が「国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書」を策定し，今後さらなる整備事業を計画しているところです。

今回，第２期計画を策定するに当たり，歴史的風致の一部見直しを行い，３つの歴史的風致を設定しました。３つの歴史的風致は，「１梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致」，「２文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」，「３郷土の祭礼にみる歴史的風致」です。このうち「３郷土の祭礼にみる歴史的風致」では，６つの小風致（（１）下市に伝わる吉田神社の祭礼，（２）古式ゆかしい八幡宮の祭礼，（３）東照宮の祭礼と水戸黄門まつりからみる中心市街地の賑わい，（４）武家のお祭り鹿島神社の祭礼，（５）虫切りで知られる有賀神社のお磯下り，（６）風土記の里に伝わる「ささらばやし」）を定めています。

また，「１梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致」では偕楽園，「２文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」では弘道館，「３郷土の祭礼にみる歴史的風致」では八幡宮や薬王院といった水戸のシンボルともいえる歴史的建造物が含まれており，いずれも水戸城下町とその周辺に点在しています。さらに，祭礼についても，大串稲荷神社で行われる大串のささらばやしを除き，吉田神社・八幡宮・東照宮・鹿島神社の祭礼については，水戸城下町とその周辺で開催されています。有賀神社のお磯下りについても，大洗磯前神社へ向かう巡幸経路のなかで，水戸城下町周辺を通過します。以上のことから，本市の歴史的風致が水戸城下町を中心として構成されていることがわかります。

そこで，第２期計画におきましても，水戸城跡及びその城下町を中心とし，水戸城の要害として城下町の外縁部にある，偕楽園の借景を構成する千波湖をはじめとする水辺と公園，段丘に発達した斜面緑地，水戸藩の宗教統制により外縁部に配置された神社仏閣や共同墓地等を合わせて重点区域として設定することといたします。

設定に当たっては，都市計画法，景観法，市都市景観条例，市屋外広告物条例，市風致地区条例をはじめとする各種の保全措置及びこれらの歴史的風致を生かしたま

ちづくりが進められている範囲との整合を図ります。

図４－１　本市における歴史的風致の範囲図

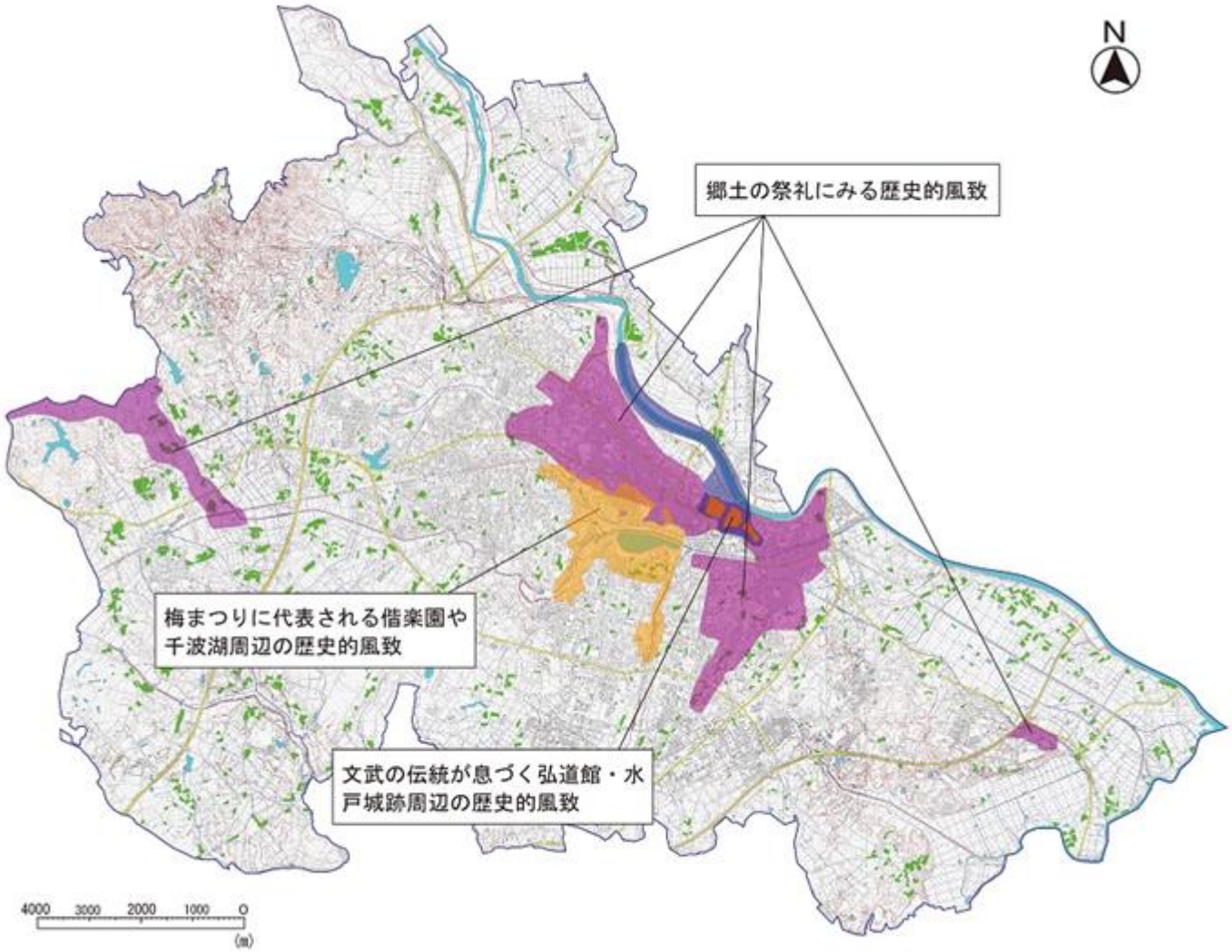

図４－２　水戸市中心部の歴史的風致範囲図

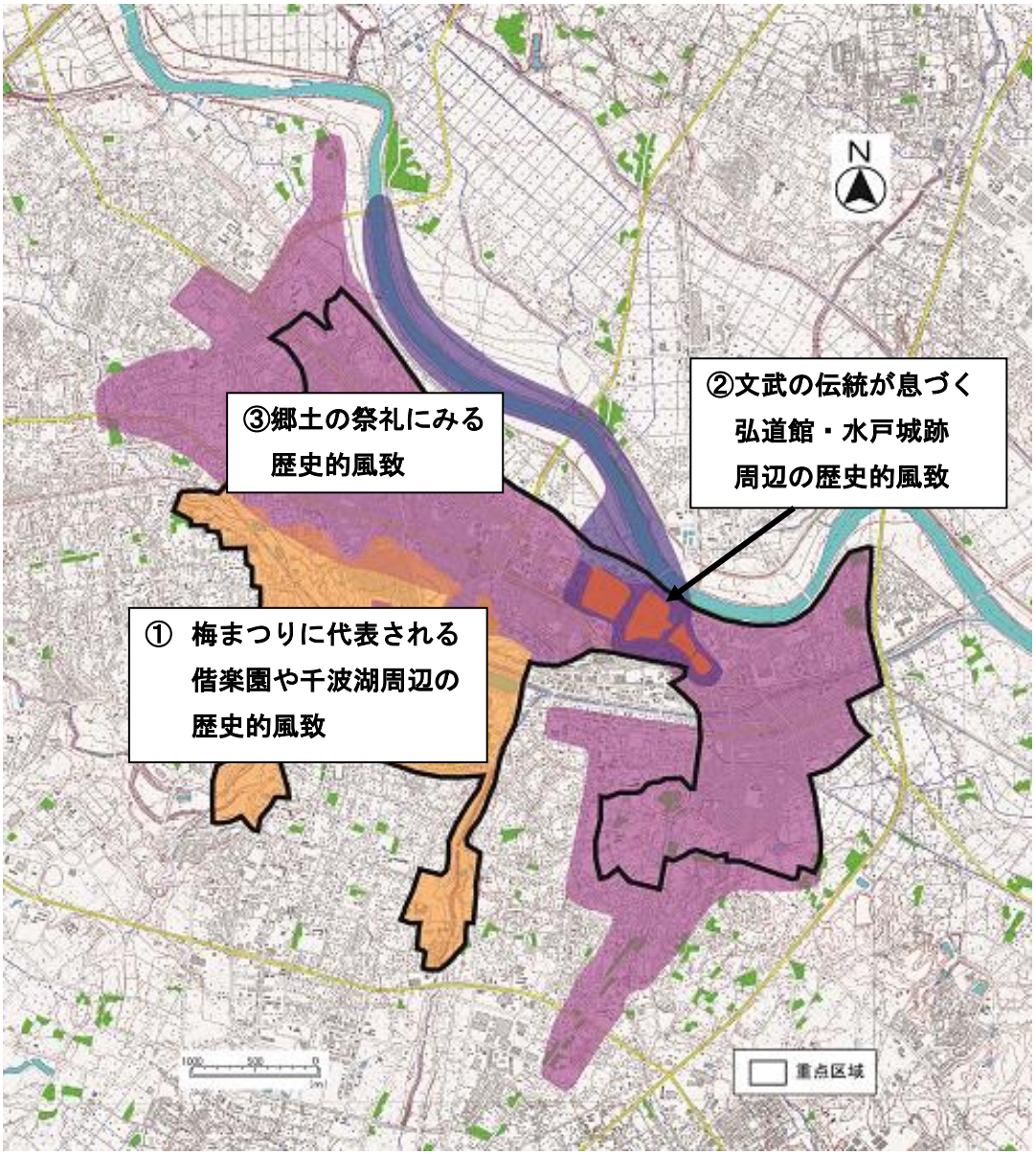

２　重点区域の位置及び区域

（１）　歴史的風致と重点区域

本市における歴史的風致は，弘道館・水戸城跡周辺，偕楽園周辺，吉田神社・下市地区周辺，八幡宮・保和苑周辺，東照宮周辺，城東地区周辺など，水戸城跡を中心とした旧城下町の範囲周辺を中心として，顕著にみられる傾向があります。これらの地域は，戦災により大きな被害を受けたものの，水戸城下町の町割りを色濃く残し，弘道館，偕楽園，八幡宮などの歴史的建造物が現存しており，それらの周辺では梅まつりなどの伝統行事，北辰一刀流などの武芸，薬王院等の由緒ある各神社の祭礼など，歴史と伝統を反映した人々の活動が繰り広げられています。

そこで，重点区域は，以下の事項を考慮し，これら歴史的風致が集中して存在するとともに，歴史と伝統が繁栄した人々の活動が，一体となって市街地の良好な関係を形成している範囲とします。

ア　水戸城跡及び旧城下町の範囲

イ　都市計画法の規定に基づく次の風致地区の範囲

「三の丸風致地区」「千波風致地区」「常磐風致地区」「笠原風致地区」「八幡風致地区」の全域及び「愛宕風致地区」の一部

ウ　水戸市景観計画において，「重点的に景観形成を図る地区」として位置付けされた次の地区の範囲

「偕楽園周辺地区」「三の丸周辺地区」「備前堀周辺地区」「保和苑周辺地区」

（２） 重点区域の名称と位置

ア 名称：水戸市歴史的風致保存・形成区域

イ 面積：約 1,160ha

図４－３ 水戸市全図からみた重点区域の位置

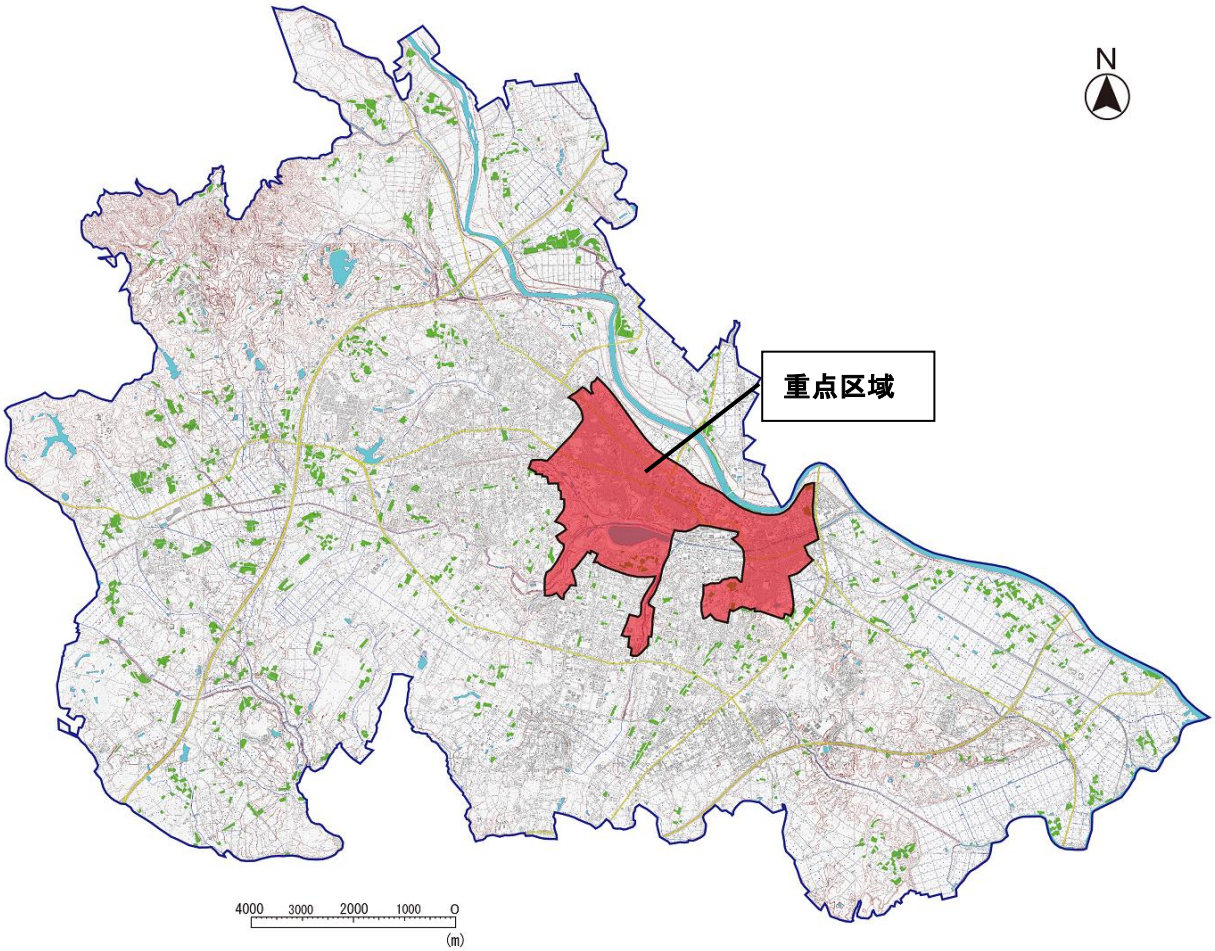

（３） 重点区域の範囲

図４－４　重点区域の範囲図

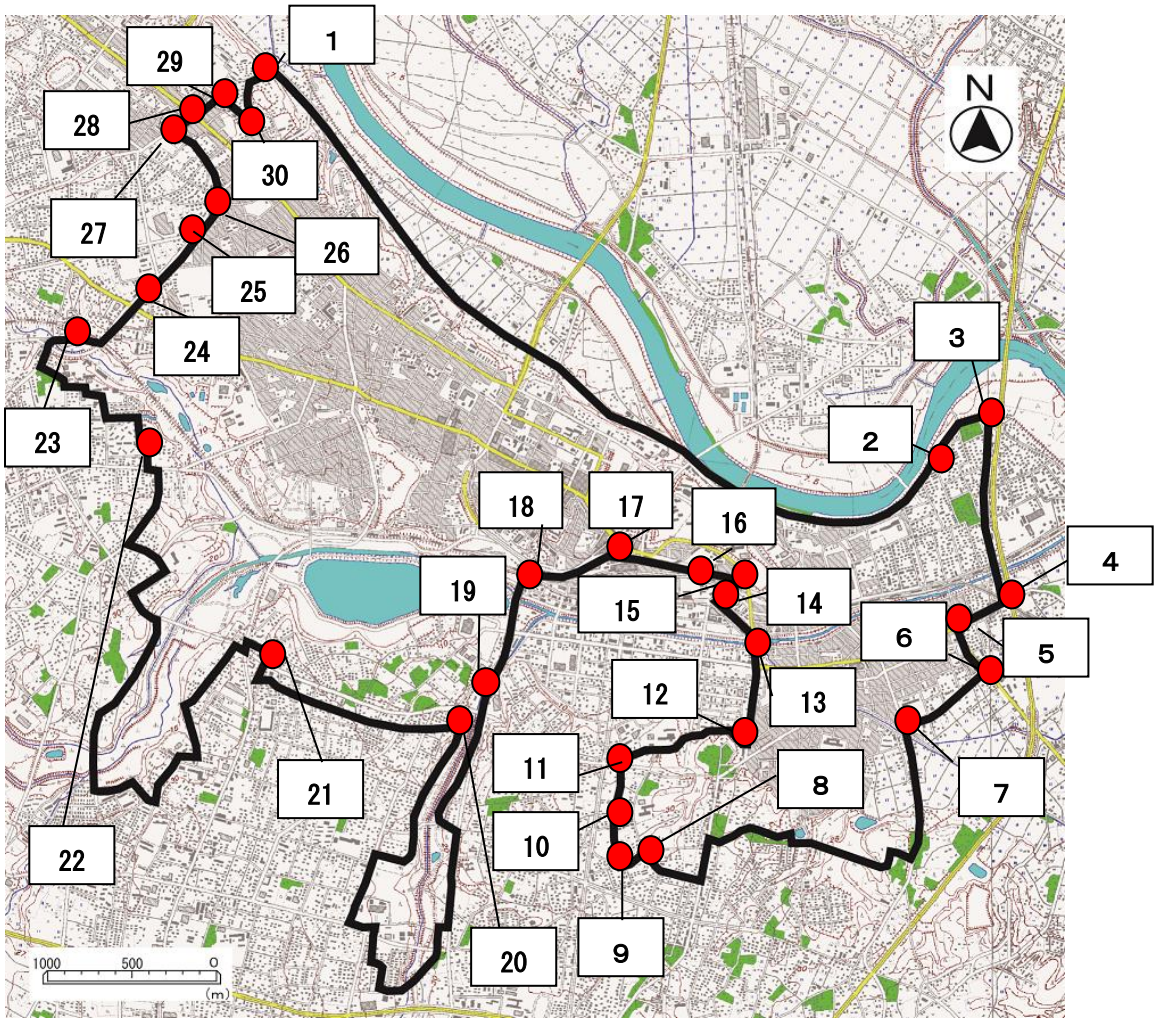

表４－１　各区域界について

エリア	区域界	参考
１　北辺	１～２　幹線市道5号線 ２～３　那珂川の堤防	・水戸城跡及び城下町の北限に該当
２　東辺	３～４　国道6号線 ４～５　県道小泉水戸線 ５～６　国道 51 号 ６～７　市道浜田 153 号線	・旧城下町の東限と南限が中心 ・国道6号沿道の「準住居地域」は城下町から外れるため除外

3　南東辺	7～8 　景観計画「備前堀周辺地区」区域界 8～9　市道駅南 141 号線 9～10 市道駅南 129 号線～市道駅南 126 号線～市道駅南 189 号線 10～11　市道駅南 110 号線周辺 11～12　市道駅南6号線 12～13 　景観計画「備前堀周辺地区」区域界	・水戸市景観計画の「重点的に景観形成を図る地区」である，「備前堀周辺地区」が中心 ・市道駅南3号線，同8号線沿道の「近隣商業地域」及び「準住居地域」は除外
4　南辺①（水戸駅周辺）	13～14　市道駅南 24 号線 14～15　市道駅南1号線 15～16　幹線市道1号線 16～17　国道 50 号 17～18　主要地方道水戸神栖線	・旧城下町の南限が中心 ・駅前広場周辺や線路沿線は除外
5　南辺②（千波湖周辺）	18～19　幹線市道3号線（南町・千波線） 19～20 　都市計画「笠原風致地区」区域界 20～21　幹線市道 12 号線 21～22　都市計画「千波風致地区」区域界	・都市景観法により定めた風致地区のうち，「笠原風致地区」と「千波風致地区」が中心 ・幹線市道 12 号線（通称「御茶園通り」）沿道の「第一種住居地域」については，景観計画にて「偕楽園から望む，公園や千波湖及び千波湖南岸の斜面緑地等の自然景観を保全するエリア」に位置付けられているため区域に含める
6　西辺	22～23　都市計画「常磐風致地区」区域界 23～24　県道赤塚馬口労線 24～25　市道上市 31 号線 25～26　県道上水戸停車場千波公園線 26～27　市道常磐 116 号線 27～28　県道石川袴塚線 28～29　市道常磐6号線 29～30　市道常磐 120 号線 30～1 　景観計画「保和苑周辺地区」区域界	・都市景観法により定めた風致地区のうち「常磐風致地区」を含む ・水戸市景観計画の「重点的に景観形成を図る地区」である，「保和苑周辺地区」の北限に該当 ・城下町隣接地として，家屋敷が増加し，近世以降に村でありながら町場化が進んだ地域を含む

図４－５　安政時代の城下町図

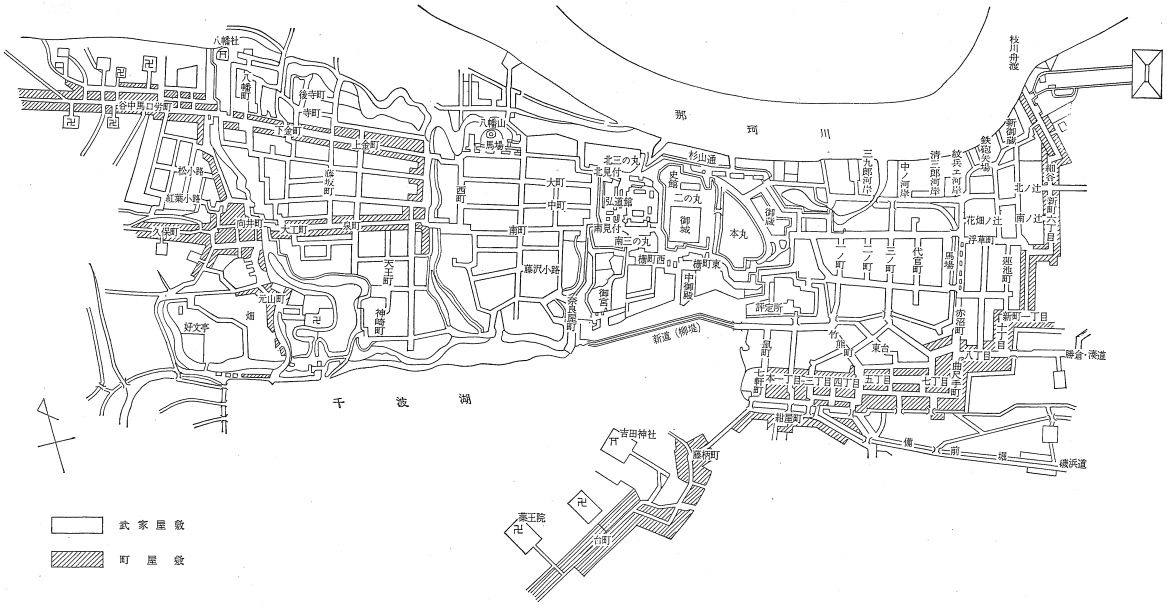

図４－６　重点区域における水戸城跡及び旧城下町の範囲

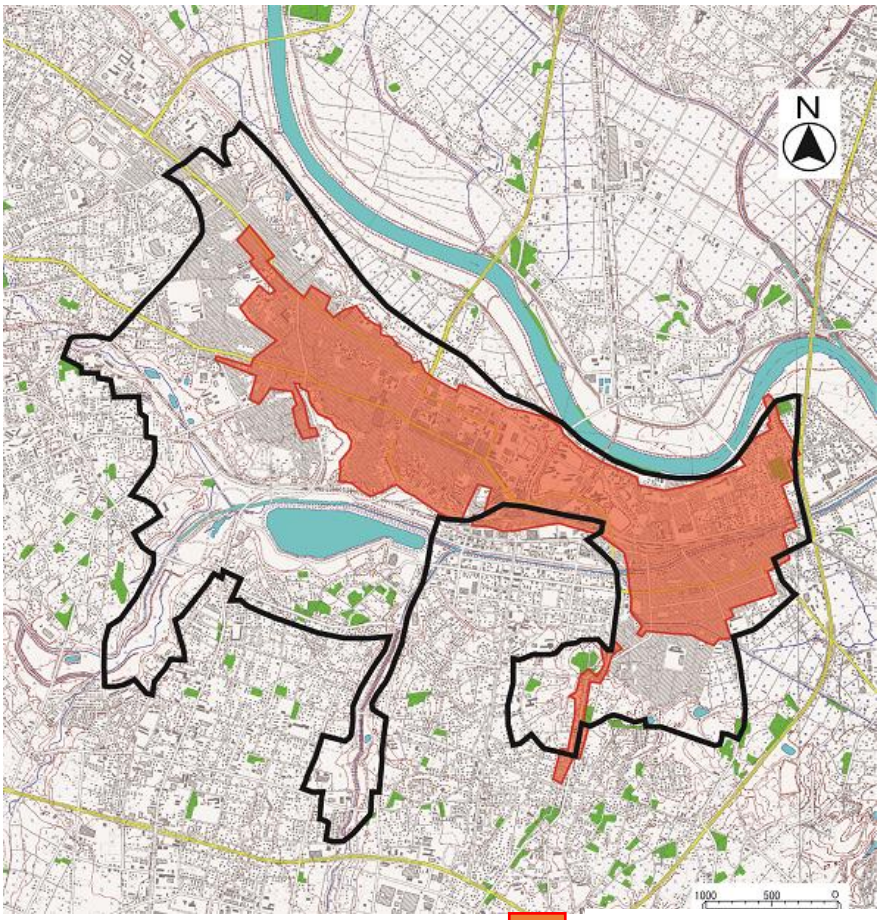

・・・水戸城跡と旧城下町区域

・・・重点区域

図４－７　重点区域内の主な歴史的建造物等

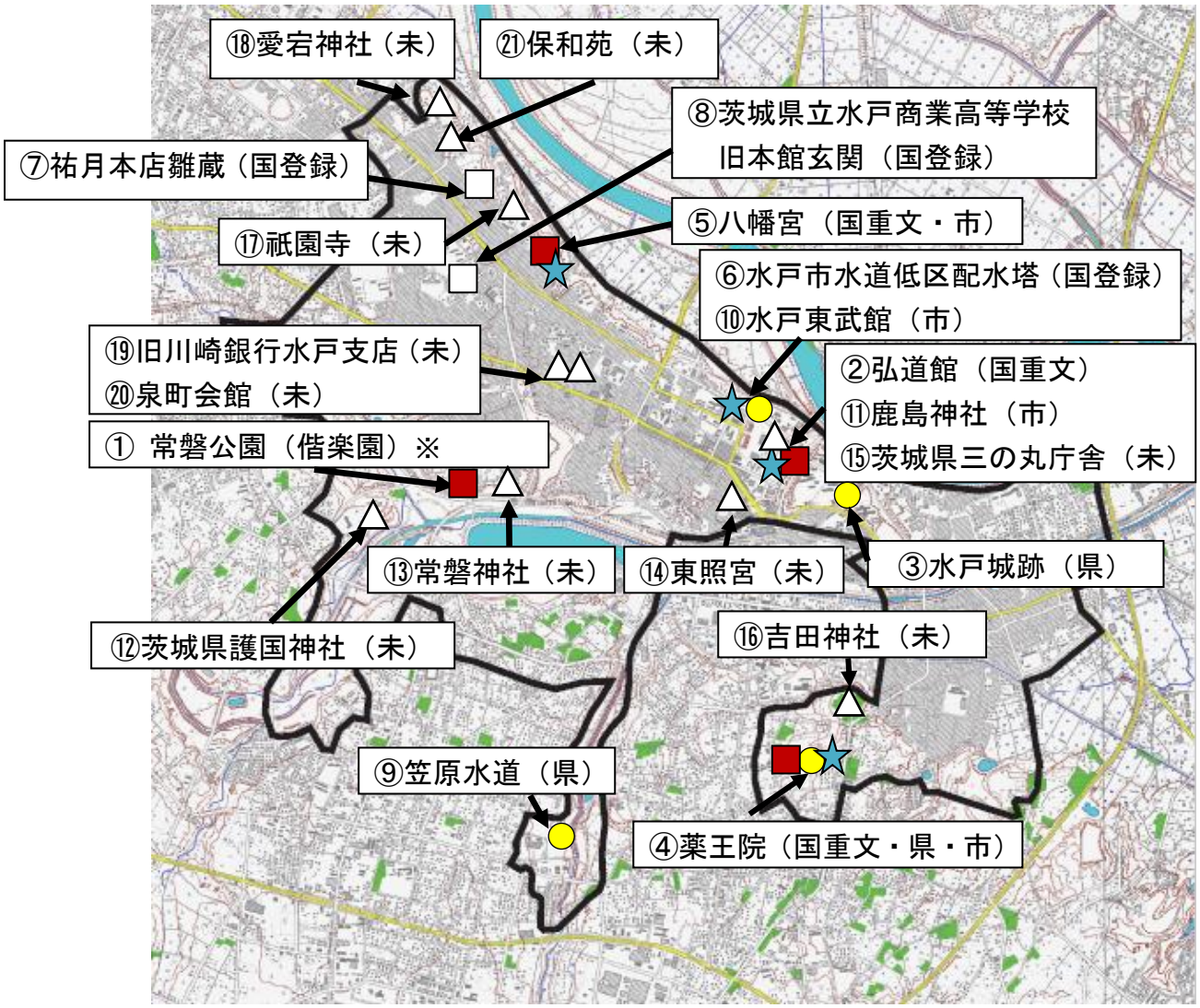

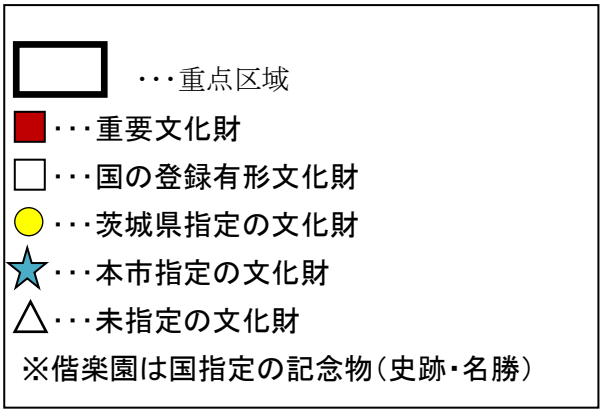

表４－２　歴史的建造物等一覧

	名称		指定	区分
①	常磐公園 （偕楽園）	常磐公園（偕楽園）	国	記念物（史跡・名勝）
		好文亭	未指定	有形文化財
		表門	未指定	有形文化財
②	旧弘道館	旧弘道館	国	記念物（特別史跡）
		正庁・至善堂・正門附塀	国	重要文化財
		孔子廟戟門	未指定	有形文化財
③	水戸城跡	水戸城跡（塁及び堀）	県・市	記念物（史跡）
		旧水戸城薬医門	県	有形文化財
		大手橋	未指定	有形文化財
④	薬王院	本堂	国	重要文化財
		仁王門	県	有形文化財
		四脚門	市	有形文化財
⑤	八幡宮	本殿	国	重要文化財
		拝殿及び幣殿	市	有形文化財
		神楽殿	市	有形文化財
		随神門	市	有形文化財
⑥	水戸市水道低区配水塔		国	登録有形文化財
⑦	祐月本店雛蔵		国	登録有形文化財
⑧	茨城県立水戸商業高等学校旧本館玄関		国	登録有形文化財
⑨	笠原水道		県	記念物（史跡）
⑩	水戸東武館		市	有形文化財
⑪	鹿島神社	本殿・拝殿・中門及び瑞垣	市	有形文化財
⑫	茨城県護国神社		未指定	有形文化財
⑬	常磐神社		未指定	有形文化財
⑭	東照宮		未指定	有形文化財
⑮	茨城県三の丸庁舎		未指定	有形文化財
⑯	吉田神社		未指定	有形文化財
⑰	祇園寺	穢跡金剛尊天堂	未指定	有形文化財
⑱	愛宕神社		未指定	有形文化財
⑲	旧川崎銀行水戸支店		未指定	有形文化財
⑳	泉町会館		未指定	有形文化財
㉑	保和苑		未指定	記念物（史跡）

３　重点区域の指定の効果

重点区域に設定する範囲は，本市を代表する都市景観ともいえる中心市街地及び古くからの既成市街地，並びに都市公園及び風致地区の範囲と合致しています。そのため，この範囲に重点的かつ一体的に歴史的風致の維持及び向上に関する各種の施策を推進することにより，本市の歴史まちづくりは大きく進展し，市全体に対しても各種施策の効果が波及していくことが期待できます。

まず，歴史的建造物の保全・復元とその周辺環境の整備により，城下町の歴史と伝統を踏まえた情緒や風情のある良好な市街地が形成され，多くの人が訪れ，歴史を感じられる空間の形成が進展し，市民の間に本市の歴史的背景を踏まえたまちづくりへの参加意識が高まることが期待されます。

また，各地区に受け継がれてきた祭礼，武道，民俗芸能，年中行事などの保存・伝承の機会と活動や発表の場の増大につながる建造物や周辺環境が整備されることにより，これらの活動の活性化が図られることが期待され，より多くの市民に活動の意義や愛護精神の浸透を図ることが可能となります。

こうして，歴史的風致の維持・向上が図られることにより，本市への来訪者が増大することが期待され，市民と来訪者との交流が活性化し，市民・来訪者双方が本市の歴史的・文化的資産への理解を深めるとともに，これらを生かしたまちづくり対する意識・意欲が高まり，本市の歴史まちづくりをさらに進展させることとなります。

そして，本市を「歴史のまち」として全国に発信することが可能となり，歴史・文化を生かした地域振興につながるなど，観光面や産業面を含めた様々な分野に波及効果をもたらし，本市全体の活性化に寄与することができます。

そして，本市の将来都市像である「笑顔あふれる安心快適空間　未来に躍動する魁（さきがけ）のまち・水戸」の実現につながります。

４　重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

（１）都市計画の活用

図４－８　重点区域周辺の都市計画図

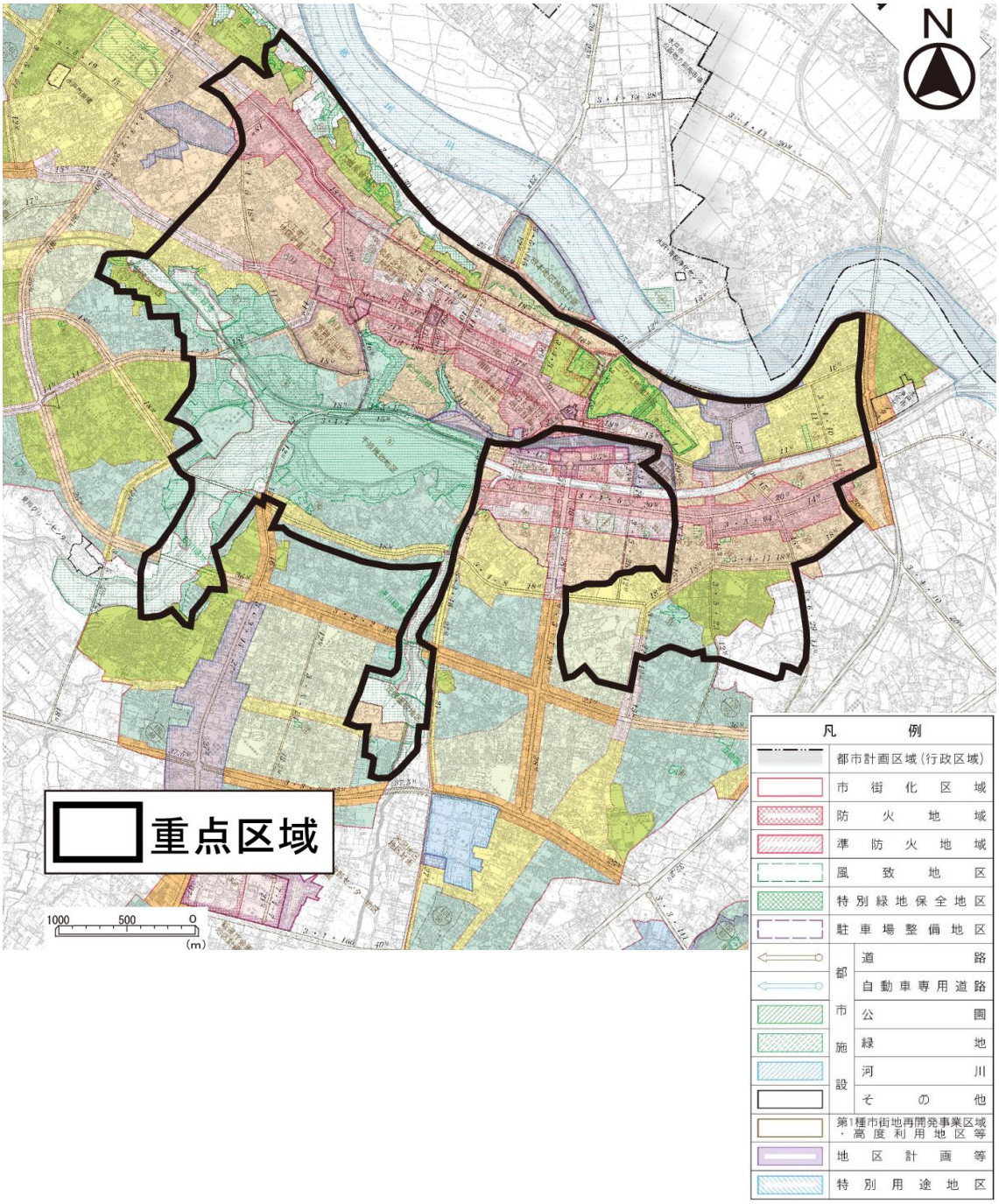

図４－９　重点区域と風致地区の範囲図

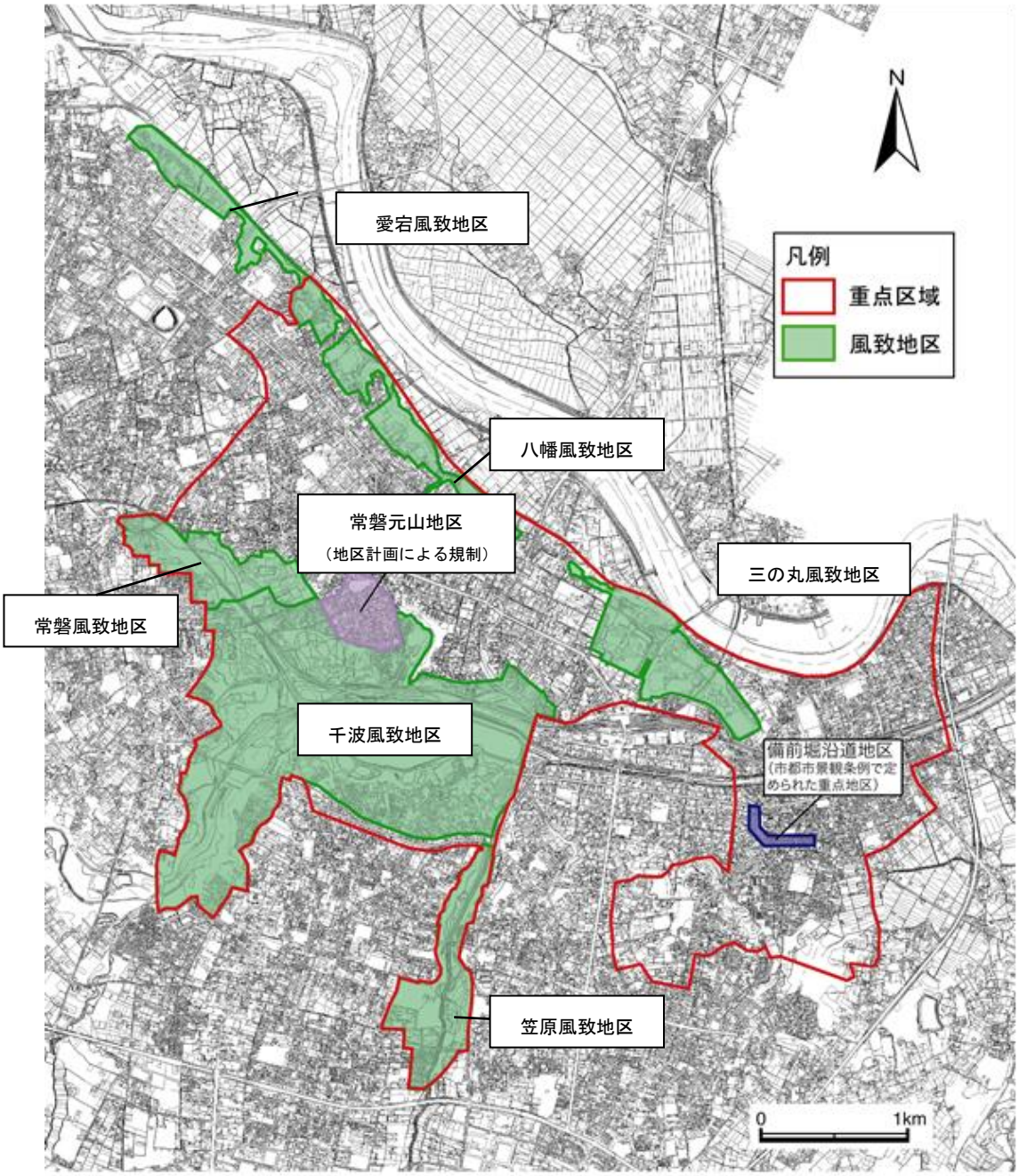

ア　風致地区

重点区域には「三の丸風致地区」,「千波風致地区」,「常磐風致地区」,「笠原風致地区」,「八幡風致地区」の全域，及び「愛宕風致地区」の一部が含まれています。これらの区域の建築行為等については，「水戸市風致地区条例」に基づく許可が必要となり，周辺の風致との調和を図ることや風致の維持に必要な植栽等が許可の要件となっています。

（ア）重点区域内の指定区域

三の丸風致地区（約 46.9ha），千波風致地区（約 308.6ha），
常磐風致地区　（約 42.5ha），笠原風致地区（約 47.0ha），
八幡風致地区　（約 26.6ha），愛宕風致地区（約 26.5ha の一部）

（イ）主な規制内容

〇建築物の新築等

・建ぺい率：40%以下
・建物の外壁等の敷地境界からの距離：道路から２ｍ以上，隣地から１ｍ以上
・高さ：15ｍ以下（第一種低層住居専用地域では 10ｍ以下）
・色彩：彩度６以下，明度８以下（彩度が１を超える有彩色に限る。）
・緑化率：10%以上
・形態及び意匠等：周辺の風致と著しく不調和でないこと

〇宅地の造成，土地の形質の変更等

・高さ２ｍを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないこと（１ha を超える場合）
・宅地造成等に係る土地の緑化率 10%以上であること

〇木竹の伐採

・建築行為，宅地の造成等を行うための必要な最小限度の伐採

イ　高度地区

高度地区とは，都市計画に定める地域地区の一つで，建築物の高さの最高限度を定めることができます。

本市では，市街化区域全域において，高度地区の指定を行い，都市計画に定める用途地域ごとに 15mから 60mまでの高さの規制値を設定しています。

そのうえで，歴史的景観の保全などを目的として，弘道館周辺や偕楽園周辺などの重要な歴史的資源を有する地区等については，「良好な景観を保全すべき地区」として，地域の特性に応じた規制値を設定し，より強い規制を行っています。

図４－10　高度地区図（重点区域周辺）

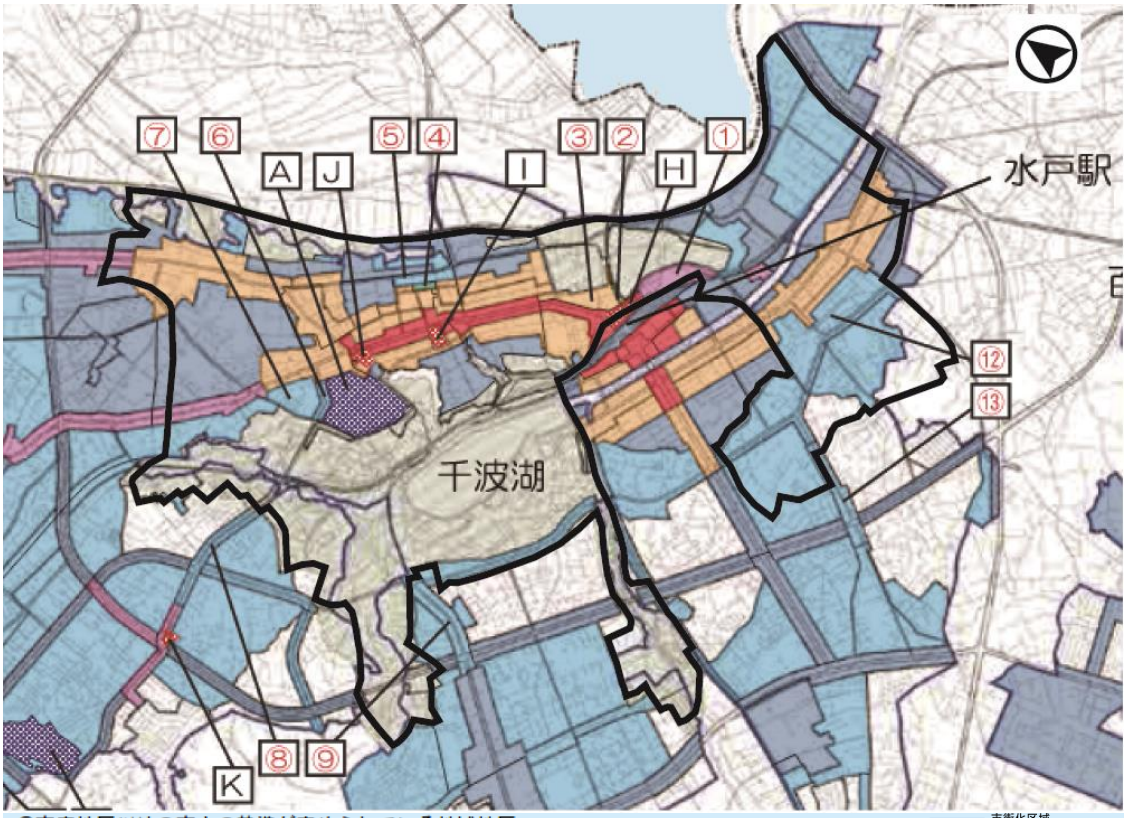

◎高度地区以外の高さの基準が定められている地域地区
（高度地区は指定されていません）

地域地区名称	凡例	記号	地区名等
第一種低層住居専用地域			（10m以下）
風致地区			（15m以下）
地区計画		A	常磐元山地区
		B	石川2丁目地区（B地区）
		C	見和3丁目西地区
		D	赤塚駅南口地区
		E	河和田2丁目地区
		F	新県庁舎周辺地区
		G	水戸ﾆｭｰﾀｳﾝ地区（誘致施設地区１）
高度利用地区		H	水戸駅北口地区
		I	泉町1丁目南地区
		J	大工町1丁目地区
		K	見川2丁目地区

◎用途地域別対応表

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
第一種中高層住居専用地域	40	100
	60	200
第二種中高層住居専用地域	60	200
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
	60	300
準住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
	80	300,400
	水戸駅南口・赤塚駅北口	
商業地域	80	300
	80	400
	80	600
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200

高度地区種別	規制値	凡例
第２種高度地区	２０m以下	
第３種高度地区	２５m以下	
第４種高度地区	３１m以下	
第５種高度地区	４５m以下	
第６種高度地区	６０m以下	
第５種高度地区	４５m以下	
第６種高度地区	６０m以下	
第３種高度地区	２５m以下	

	地区番号	高度地区種別	規制値	凡例
良好な景観を保全する地区	②,④,⑩,⑪	第１種高度地区	１５m以下	
	⑤,⑥,⑦,⑧,⑨,⑫,⑬	第２種高度地区	２０m以下	
	①	第４種高度地区	３１m以下	
	③	第５種高度地区	４５m以下	

市街化区域
高度地区による規制

・・・重点区域

ウ　特別緑地保全地区等

「特別緑地保全地区」は，都市における良好な自然的環境となる緑地において，建築行為など一定の行為の制限などにより，現状凍結的に保全する制度であり，現在，上市緑地保全地区（約 24.0ha）を指定しています。

水戸台地北側の斜面状の緑地とそれに連なる社寺有地で，水戸第一高等学校斜面地から西方約 4.8km の国道 118 号線文京橋までの自然植生林と人工林を主体とした樹林地で構成されている緑地であり，都市環境における風致・景観上の重要な位置にあるとともに，住環境上も市民生活と密着した貴重な樹林地としての役割を果たしています。

また，偕楽園公園や千波公園は都市公園として茨城県や本市にて整備を進めています。

【指定区域】

○特別緑地保全地区	上市緑地保全地区	24.0ha
○総合公園	千波公園	85.4ha
○広域公園	偕楽園公園	56.7ha
○都市緑地	沢渡川緑地	18.7ha
	桜川緑地	46.7ha
	逆川緑地	32.8ha
	紀州堀緑地	1.5ha

図４－11　特別緑地保存地区と千波公園周辺の緑地配置図

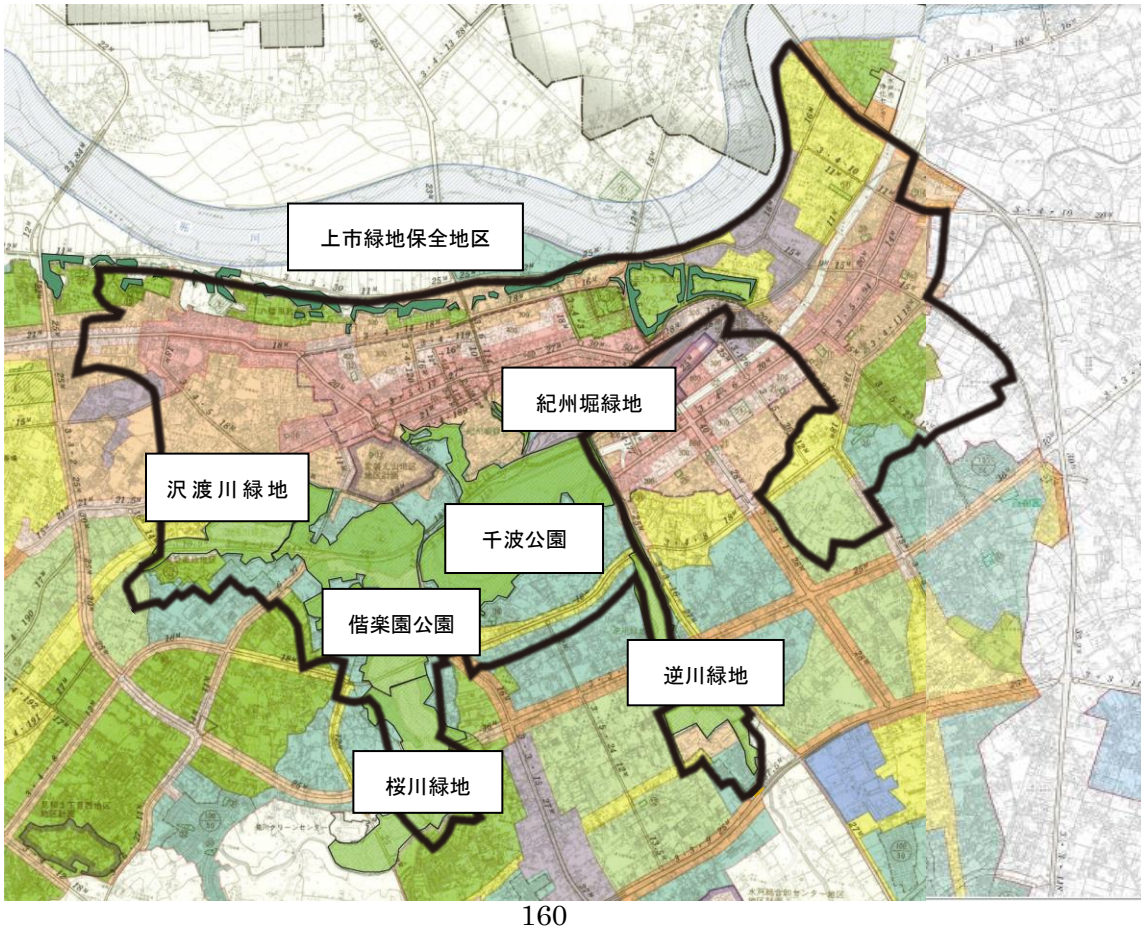

エ　地区計画

重点地区内の「常磐元山地区」では，現在の住環境を損なうことなく，隣接する風致地区との一体的な地域形成を目指すとともに，偕楽園公園や千波公園等の水と緑の自然環境に配慮し，低層及び中層の建築物を主体とした土地利用を図るため，地区計画による規制を行っています。

図４－12　常磐元山地区範囲

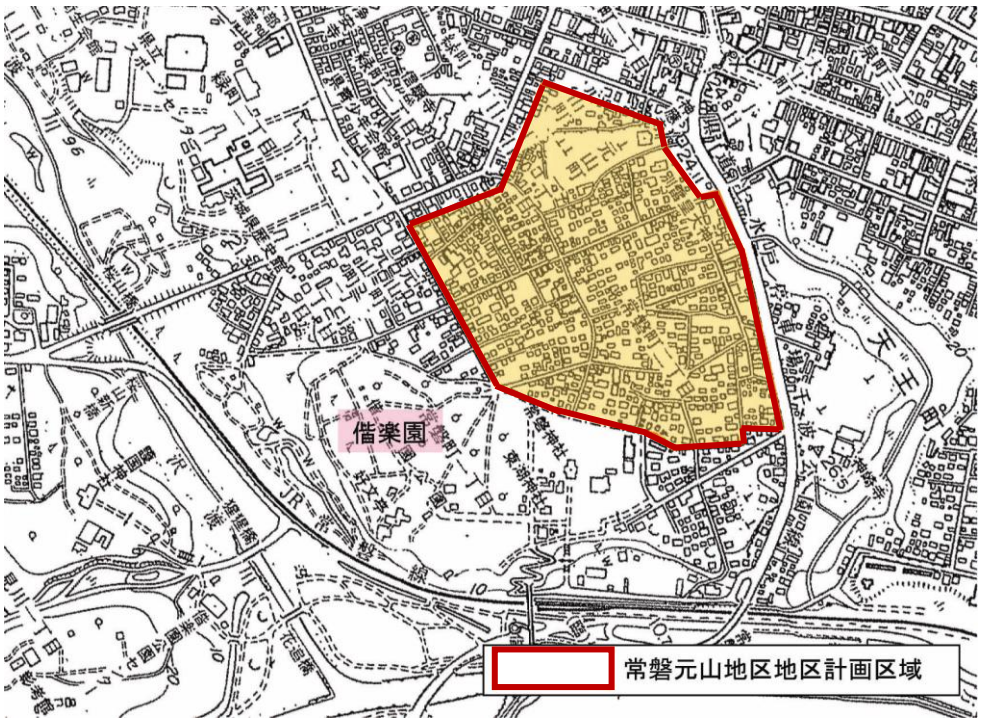

（２）　景観計画の活用

重点区域における歴史的風致の維持向上を図るため，景観法に基づき 2008（平成20）年度に策定された水戸市景観計画で定められた諸施策との連携を図ります。

景観計画では，水戸市全域を景観計画区域に設定しているため，重点区域の全域において当該計画の施策が適用となります。当該計画では，**「江戸時代の旧城下町のエリアを中心に存在する歴史景観の保全と再生に努める」**ことが明記されており，特に，**三の丸周辺地区（弘道館・水戸城跡周辺），偕楽園周辺地区，保和苑周辺地区（上市地区），備前堀周辺地区（下市地区）**の４地区については，重点的に景観形成を図る地区に位置付けています。

景観計画区域における大規模建築物等については，都市景観専門委員の適合調査などを基に景観誘導を図ることとしています。特に，偕楽園・千波湖周辺と三の丸

周辺については，本市を代表する眺望景観の保全を図るため，ⅰ建築物，ⅱ工作物について，偕楽園・千波湖からの眺望景観及び弘道館正門からの眺望景観に配慮するよう求めています。

加えて，**（１）「高度地区」**で建築物等の高さの基準を，また**（３）「水戸市屋外広告物条例の運用」**で屋外広告物の表示制限を定めており，これらの施策との連携により，重点区域における良好な市街地の環境の維持向上を図っています。

図４－13　重点区域における景観計画の施策

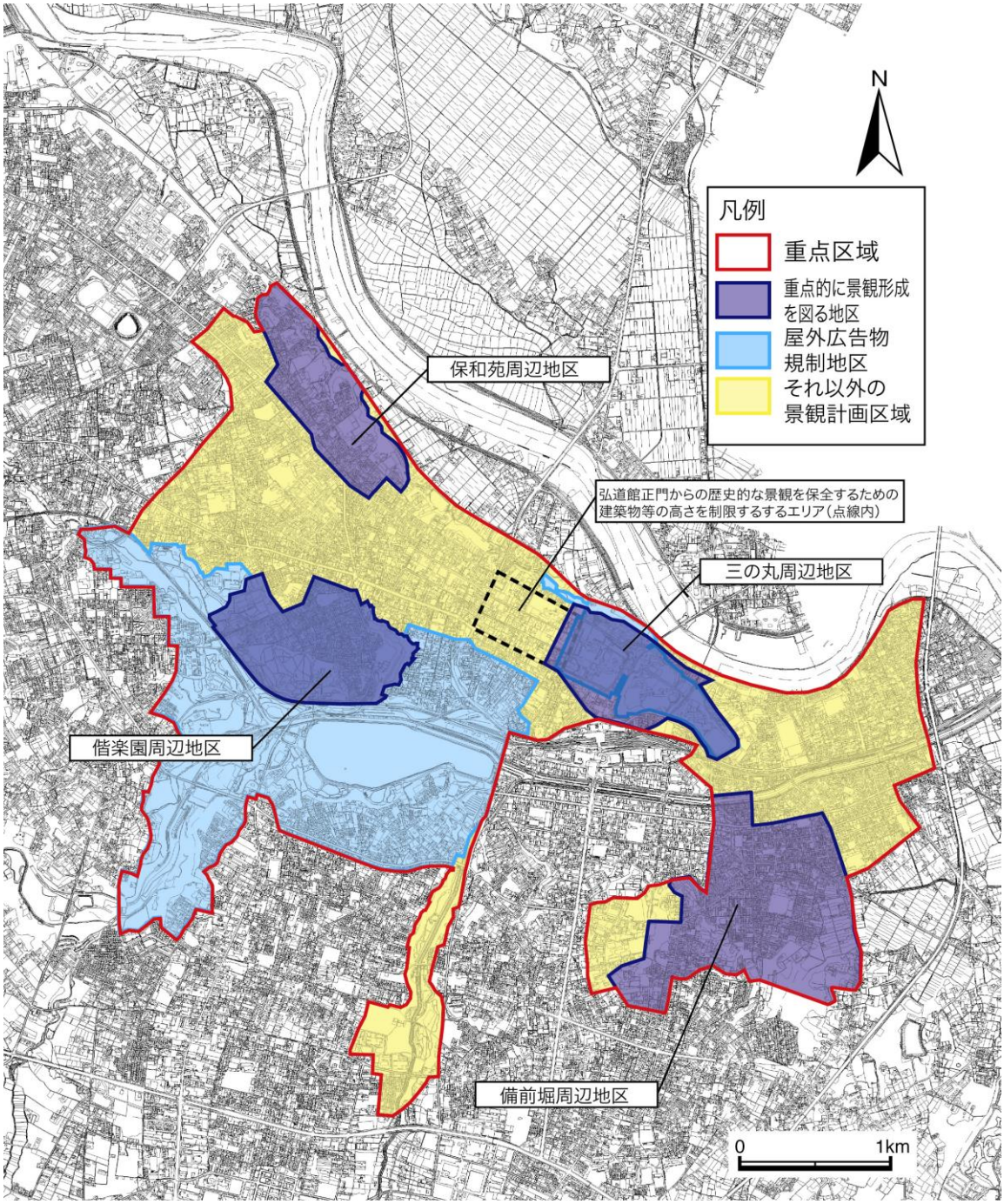

（３）水戸市屋外広告物条例の運用

市内の屋外広告物については，良好な景観の形成などを目的として，水戸市屋外広告物条例に基づく規制を行っています。

そのうえで，本市を代表する魅力ある眺望景観の保全を図るため，偕楽園・千波湖周辺地区及び弘道館周辺地区については，「屋外広告物特別規制地区」に指定し，より強い規制を行っています。

＜特別規制地区の主な規制内容＞

・アドバルーン，屋上利用広告物，電光装置等を用いる屋外広告物の禁止

・表示面積の１/４を超えて彩度８を超える色彩の使用の禁止

図４－14　偕楽園・千波湖周辺地区

図４－15　弘道館周辺地区

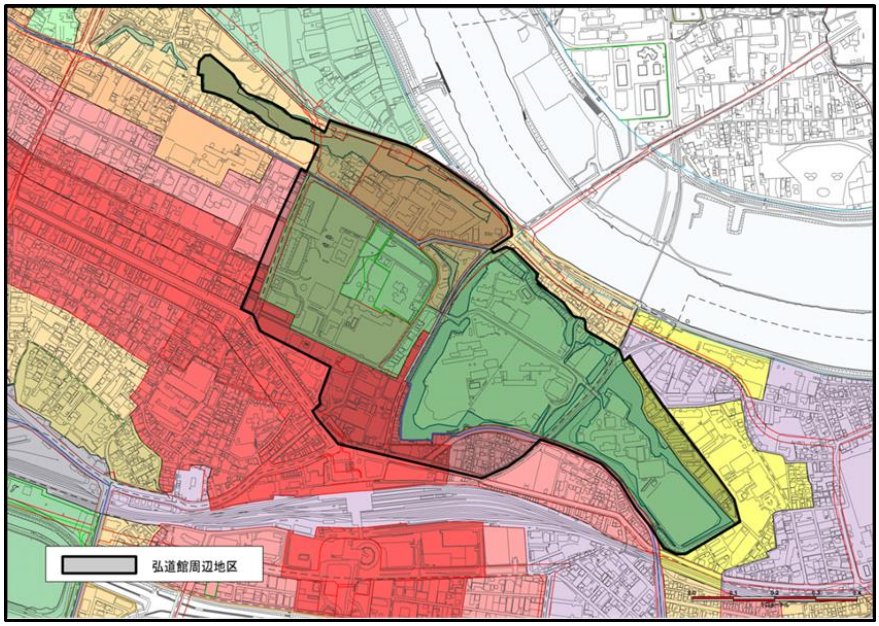

（４）水戸市都市景観条例の運用

ア　都市景観市民団体・都市景観市民協定

「水戸市都市景観条例」に基づき，市内の一定地区において，優れた都市景観の形成を推進することを目的とした団体で，その活動が妥当と認められるものを「都市景観市民団体」に認定しています。

また，都市景観団体が優れた都市景観づくりのために定める建物の位置，規模，緑化等の基準を「都市景観市民協定」に認定します。

イ　都市景観重点地区

「水戸市都市景観条例」に基づき，優れた都市景観づくりを行う必要があると認める地区を，「都市景観重点地区」に指定しています。当該地区では，「地区都市景観計画」を策定し，地区住民と都市景観整備のための基準を作ることとします。また，地区内で，建築物，工作物等を造るときは市に届出を義務付け，景観基準に適合するよう努めるものとします。

（ア）備前堀沿道地区

2000（平成 12）年度に地元住民により発足された備前堀景観推進協議会について，2002（平成 14）年度に都市景観市民団体として認定するとともに，備前堀沿道を都市景観重点地区に指定しています。また，備前堀の持つ歴史性との調和を図りながら，和風によるゆるやかな統一感のある街並みの創出を目指すため，都市景観づくりの基本目標を「歴史的親水空間と調和した落ち着きと潤いある街並みづくり」とした都市景観市民協定を認定しています。

図４－16　備前堀沿道地区（約 4.7ha）

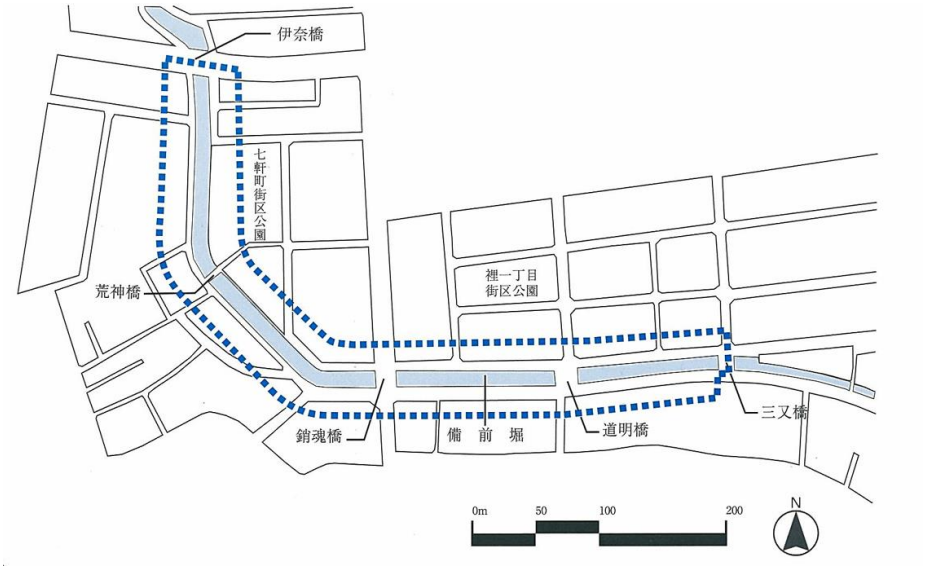

（イ）弘道館・水戸城跡周辺地区

「水戸市景観計画」において重点的に景観形成を図る地区に位置付けられている当該地区については，弘道館や水戸城跡をはじめとした歴史的資源と調和し，地区の歴史性を踏まえた景観の形成を図るため，都市景観づくりの基本目標を「歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観」と定め，2018（平成 30）年度末に都市景観重点地区に指定する予定です。

図４－17　弘道館・水戸城跡周辺地区※

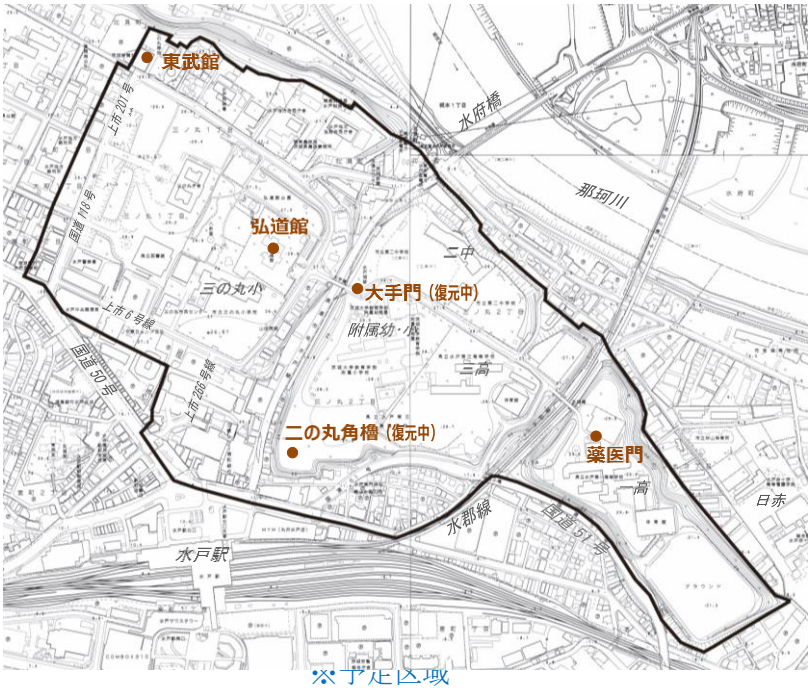

※予定区域

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項

１　市全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市では，2019（平成 31）年１月現在，国指定の文化財が 19 件，茨城県の指定文化財が 69 件，水戸市の指定文化財が 101 件あり，合計 189 件の指定文化財があります。また，国の登録有形文化財が４件あります。これら多くの有形・無形文化財は，文化財保護法や茨城県文化財保護条例，水戸市文化財保護条例などのほか，関係法令に基づき，所有者や管理者に適切な助言や支援を行い，歴史的環境の形成の上で欠かすことのできない文化財の保存と活用に努めています。

2018（平成 30）年，市内に所在する文化財を調査し，計画的に保護，保存，活用を図るため，「水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第２次）」を策定し，その推進に努め，効果的な保護，保存，活用を図っています。また，同年に指定文化財や国の登録有形文化財に指定・登録されていないものの，市内で伝えられてきた地域文化財を広く周知するために「水戸市地域文化財」制度を開始し，様々な文化財を後世に伝えるための取組を進めています。

近世水戸の教育遺産である旧弘道館，常磐公園（偕楽園），旧水戸彰考館跡，日新塾跡，大日本史は，2015（平成 27）年に足利学校跡（栃木県足利市），旧閑谷学校（岡山県備前市），咸宜園跡（大分県日田市）とともに，日本遺産「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」に認定され，４市が連携して，優れた教育遺産群を幅広く知ってもらうための事業を進めています。

今後も，文化財を後世に伝えるための後継者の育成を図るため所有者や管理者への支援を行いながら，国や茨城県，そして他市などと連携を図りつつ，幅広い文化財の保存・活用を図ります。

（２）文化財の整備・修理に関する方針

文化財の整備・修理については，所有者・管理者等との連携を図りつつ，定期的に巡視を実施して現状を把握しながら，必要に応じて行います。

修理に当たっては，原状復旧を基本として実施します。さらに，建造物の解体修理など大規模な修理にあわせ現地詳細調査及び資料調査などを実施し，新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとします。

整備については，文化財保護法をはじめ，茨城県や水戸市の文化財保護条例に基づき，過去の記録調査などの成果とともに，類例について確認を行い，それらの知見を踏まえながら，関係機関との連携や専門家の意見聴取を図るなど，総合的な見地から進めます。また，市として応分の負担で事業費の補助を行い，あわせて市文化財保護審議会からの適切な助言を得ながら必要な技術的支援を行うものとします。

未指定の文化財については，所有者や管理者及び関係機関とも協議しながら検討し，各補助制度を活用しながら，整備・修理を行います。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では，文化財を保護，保存，活用する施設として，総合博物館である「水戸市立博物館」や考古資料を扱う「水戸市埋蔵文化財センター」，農耕道具を扱う「大塚農民館」，さらに内原町の歴史や満蒙開拓青少年義勇軍に関する貴重な資料を扱う「内原郷土史義勇軍資料館」などが存在します。文化財の収蔵，展示を行うため，今後もそれぞれの施設の機能の充実を図ります。また，市内に立地する茨城県立歴史館や茨城県近代美術館といった茨城県施設との連携を深めます。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており，その変化は文化財に大きな影響を与えるため，文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意して，保全します。このため，景観法，都市計画法及び本市の独自条例による規制，制度の積極的な活用します。文化財周辺の景観を阻害すると認められた場合は，所有者や管理者と協議を行い，改善を図ります。

また，歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業や文化財を活用するための施設を整備する場合は，文化財及びその周囲の景観との調和に配慮します。

（５）文化財の防災に関する方針

所有者や管理者との連携を密に行い，管理を徹底し，定期的な見回りを行うことで，自然災害や，故意・過失に関わらず人為的な行為により文化財が被害を受けないよう心がけます。また，文化財の規模，構造，配置などに応じて，防災，防火の管理者，火元責任者を決め，防災体制を整えます。

万一災害が発生した際には，迅速に対応するため，自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置し，初期消火活動を円滑にするため，取り扱いが簡単な消火器や消火栓設備などを設置するよう所有者や管理者へ促します。さらに，非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報，見学者や職員の避難誘導ができるよう，所有者や管理者と連携して，定期的に防災訓練を実施します。

さらに，文化財が被害を受けた場合には，修復等を含めて，速やかに対応します。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の特色ある普及・啓発活動として，水戸にゆかりのある史跡を訪ねる「史跡めぐり」や子どもとその保護者を対象に，水戸の歴史と文化を紹介する「水戸郷土かるた」で歌われた場所を巡る「水戸郷土かるためぐり」が挙げられます。今後もこのよ

うな事業を継続するとともに，講座やシンポジウムなどを開催し，普及啓発活動を推進します。

また，水戸市立博物館や水戸市埋蔵文化財センターでは，展示や調査，研究から得られた成果を生かし，講座や体験学習を行っています。これらの事業を通して，参加者が文化財への理解を深めることができることから，今後も継続して実施します。

さらに，文化財が所在する現地で，文化財の内容が理解できるよう説明板や解説資料を充実させるとともに，ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信を実施することで，より一層の文化財への理解を深め，保存及び活用に向けた機運の醸成を図ります。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市では，市内の埋蔵文化財保護に係る業務を担当する水戸市埋蔵文化財センターにおいて，埋蔵文化財包蔵地における記録保存や史跡整備のための発掘調査を実施しています。そのうえで，水戸市埋蔵文化財包蔵地分布地図を作製し，包蔵地範囲内における文化財保護法に基づいた手続きに対する指導・助言はもとより，周知の包蔵地範囲外であっても，その近接地においては，当該地域の周辺における既知調査や現地踏査等の結果を慎重に検討し，それらの情報を事業主に提供するとともに，場合によって試掘・確認調査を行うことへの協力を求めるなど，埋蔵文化財の保護を積極的に進めてきました。その結果，著しいデータの蓄積がみられました。

今後は，必要に応じて最新データを盛り込んだ埋蔵文化財包蔵地分布地図の改定作業を進めながら，埋蔵文化財包蔵地の周知と，文化財保護法に基づく適正な取扱いを推進します。また，出土した資料については適切に保管するとともに，調査研究を進めて埋蔵文化財センターで展示を行うなど，有効に活用します。

（８）文化財行政の体制と今後の方針

本市の文化財行政については，教育委員会事務局に歴史文化財課を設置し，文化財の保護，保存，活用に関する業務全般を実施しています。また，水戸市大串貝塚ふれあい公園内に水戸市埋蔵文化財センターを設置し，業務分担を図るとともに，水戸市立博物館などとの連携により文化財の保存・公開に努めています。

文化財行政の諮問機関としては，水戸市文化財保護審議会条例に基づき，水戸市の附属機関として水戸市文化財保護審議会を設置しています。審議会は，教育委員会の諮問に応じ文化財の保護，保存，活用，その他必要と認められる事項に関し調査・審議し，教育委員会に建議できることとなっています。今後とも，審議会は本市の未指定文化財の調査，発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関し，指導的立場を発揮し，本市の文化財保護について積極的支援を行うものとします。

表５－１　歴史文化財担当職員　平成 31 年１月現在（人）

	全職員 （嘱託職員）	専門性を持つ職員 （嘱託職員）
歴史文化財課	11（３）	５（１）
市埋蔵文化財センター	10（６）	８（４）
市博物館	６（１）	３（０）

表５－２　市文化財保護審議会委員一覧　平成 31 年１月現在

団体名・役職名等	専門分野
茨城県考古学協会顧問	日本考古学
茨城県立歴史館首席学芸員	民俗学
茨城県生物の会会長	天然記念物
六地蔵寺住職	文化財管理・所有者
水戸市史跡等整備検討専門委員	仏教美術史
八幡宮宮司	文化財管理・所有者
茨城県立歴史館史料学芸部長	文献史学
文化財建造物保存技術協会前評議員	建築史学
水戸市立博物館協議会委員	美術史（絵画）
水戸史学会会長	文献史学

また，史跡整備に係る諸事業について，史跡等整備専門委員会議を開き，専門委員による会議において，指導・助言を受けながら進めます。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では，小学校区を単位とするコミュニティ組織が確立されており，地域活動の中核を担っているほか，まちづくりに関わる団体やＮＰＯが設立され，本市の歴史的背景を生かしたまちづくりを含め，様々なテーマで積極的に活動を行っています。こうした状況を踏まえ，各種団体との連携や協働を図り，必要に応じて支援を行っています。

今後とも，このような各種団体の多様な活動をさらに活発にするため，必要な情報提供や後継者の育成を支援します。また，各種団体と協議し，発表機会を提供するなど活動の活性化を図ります。

文化財保護・活用に関わる主な団体

ア　民俗芸能等の保護団体

・大串ささらばやし保存会
・大野みろくばやし保存会
・杖友会（田谷の棒術保存会）
・水府流水術協会
・杉崎芸能保存会
・大根むき花保存会
・水戸市民俗芸能団体協議会
・水戸大神楽　（柳貴家勝蔵社中，柳貴家正楽社中）
・水戸太鼓保存会
・水戸東武館
・水戸盆唄保存会
・水戸若鳶会
・向井町散々楽保存会

イ　景観向上などに関わる地元の団体

・備前堀景観推進協議会
・保和苑周辺史跡観光連絡協議会

ウ　ボランティア団体

・歴史アドバイザー水戸
・偕楽園公園を愛する市民の会

エ　研究会

・茨城県地方史研究会
・水戸史学会

２　重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には，国指定の文化財が，旧弘道館（正庁・至善堂・正門附塀）や八幡宮本殿，薬王院本堂といった建造物３件を含む 10 件が指定されています。また，国の登録有形文化財は３件，県指定文化財は建造物４件を含む 38 件あります。さらに，市指定文化財は建造物６件を含む 36 件が指定されています。

これらの文化財は，重点区域の歴史的風致を形成する重要な要素であり，文化財保護法や茨城県文化財保護条例，水戸市文化財保護条例のほか，関係法令に基づき，歴史的風致の維持・向上を図るため積極的な保存・活用を図ります。

既に茨城県が偕楽園（「偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画報告書」2007 年）と旧弘道館（「国指定特別史跡『旧弘道館』保存活用計画書」2017 年）の保存活用計画を策定していますが，重要文化財については，同様に保護保存活用計画の策定を推進し，保存，管理，防災，活用に関して計画に基づき適正に保存と活用を図ります。

また，文化財の保存に必要な日常管理は，基本的に所有者又は管理者により実施されていますが，県が任命する文化財巡視員による定期的な現地パトロールを実施しており，今後とも継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努めます。

さらに，民俗芸能，年中行事，伝統工芸等については，今後とも伝承保存と後継者の育成に努めるとともに，調査研究などにより新たな価値が見出されたものについては，積極的に指定等の価値付けを検討します。

（２）文化財の整備・修理に関する具体的な計画

第１期では，八幡宮拝殿及び幣殿の保存修理のほか，水戸城大手門と二の丸角櫓の復元整備事業などを実施しました（水戸城大手門と二の丸角櫓は継続中）。このような文化財の整備・修理に関しては，史実を踏まえて実施することとし，修理については，在来の工法，意匠，材料に基づくことを原則としています。第２期計画でも同様とし，水戸城大手門と二の丸角櫓の復元事業や，旧弘道館や常磐公園（偕楽園）の整備・修復を行います。

旧弘道館や常磐公園といった国の重要文化財や記念物（史跡・名勝）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下，現状変更等という）は，文化庁長官の許可が必要です。現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損ねないよう，所有者や管理者，及び関係機関と事前に十分な協議，検討を行うものとします。また，県，市指定の文化財についても，その根拠条例に基づき適正な措置を行います。これら事業については，必要に応じて助成による支援を行います。

また，保和苑といった未指定の文化財等についても，整備によってその価値が損な

われないよう，計画段階から十分な協議・調整を行います。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する水戸市立博物館については，常設展及び特別展を通じ，郷土の水戸に関する資料を歴史，民俗，美術，自然等の各部門について収集，展示を行ってきました。今後とも指定文化財や様々な資料を展示するほか，郷土の歴史・文化を学ぶ場として積極的に活用します。

また，2015（平成 27）年に旧弘道館，常磐公園（偕楽園），旧水戸彰考館跡，日新塾跡，大日本史が「近世日本の教育遺産群」として日本遺産に認定されたことから，弘道館や偕楽園などの情報発信や普及・啓発事業を強化します。

あわせて，第１期計画にて，回遊性を高めるために三の丸歴史ロードや備前堀歴史ロード，水戸学の道など整備を行うとともに，文化財等の案内板を設置してきました。今後は，外国人に対応した多言語表記による案内表示の整備を進めます。また，弘道館や偕楽園について，来場者が安心かつわかりやすく利用できるよう，建物の耐震化を進めるとともに，ガイダンス機能の整備等を行います。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の周辺においては，景観法，都市計画法，独自条例による規制，制度の積極的な活用を図ります。また，文化財及びその周囲の景観や環境に配慮し，歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業を実施します。

歴史的景観との調和を進めながら，弘道館東側用地の整備や，千波公園の整備を行います。さらに，景観計画で定められた「都市景観重点区域」（備前堀沿道地区／弘道館・水戸城跡周辺地区）について，優れた都市景観づくりに寄与する行為について助成金を交付し，地区の歴史的景観と調和した景観づくりを推進します。

さらに，弘道館や水戸城跡周辺の三の丸地区について，電線の地中化や道路や沿道広場の整備を行います。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

歴史的建造物について，国指定の重要文化財は消防法に基づく消防設備の設置が義務付けられているなど，防災対策が不可欠であるため，新たに指定された際には，設置事業費の支援を通じて速やかに設置に取り組みます。また，既存設備の老朽化や型式の適合しないものについても，速やかな設備更新を図ることとします。

さらに，所有者や管理者との連携を密に行い，管理を徹底して，文化財への定期的な見回りを強化するとともに，定期的な防災訓練を実施することで，自然災害や人為的な行為によって，文化財が被害を受けることがないよう体制の強化に努めます。あわせて，文化財が被害を受けた場合は，迅速に修復を行います。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存・活用に関しては，「史跡めぐり」，「水戸郷土かるためぐり」，文化財の現地説明会，郷土史講座などにおいて，文化財の保存・活用に関する普及・啓発を行ってきました。また，弘道館・偕楽園をはじめとする水戸の教育遺産群の日本遺産事業と世界遺産登録推進事業を通じ，出前講座，小学校～大学での講義，広報誌への掲載，新聞・ラジオ・テレビ等のメディア媒体を通じた普及・啓発，特別講演会の開催，パンフレットの作成等を実施しています。

今後とも同様の事業を重点区域において地元の人々と連携しながら，積極的に実施することで，積極的な普及・啓発活動を推進します。また，ホームページやＳＮＳ等を活用して情報発信に努めます。

さらに，民俗芸能を発表する場を設けることで，市民が幅広く民俗芸能に親しみ，興味関心を高める機会とします。

（７）埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

重点区域は，江戸時代の土地利用の性格から，水戸城跡（本丸・二の丸・三の丸・下の丸）と水戸城下町周辺に大別することができます。水戸城跡は，その全域が周知の埋蔵文化財包蔵地「水戸城跡」内に該当しています。そのため水戸城内における一般の開発に際しては文化財保護法に基づき適切な取扱いを実施しています。

水戸城下町周辺については，一部のエリアは周知の埋蔵文化財包蔵地「東照宮境内遺跡」「釜神町遺跡」「幸町遺跡」「並松町遺跡」などが該当しているものの，エリアの大部分は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。しかしながら，城と城下町の保護は一体のものとして捉える必要があることから，埋蔵文化財の包蔵状況の把握及び保護に努めることとします。新たな遺跡発見などがあった場合は，開発業者にできる限り理解を求め，記録保存はもちろん，必要に応じて遺構の保存に努めます。

（８）文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的計画

市都市景観条例に基づく都市景観市民団体として備前堀沿道地区の住民が組織する「備前堀景観推進協議会」では，都市景観市民協定により備前堀の歴史性に配慮したまちなみの形成を図っています。

また，「保和苑周辺史跡観光連絡協議会」では，地区内に数多く存在する文化財の活用に関する諸活動を展開しています。

偕楽園では，各種市民団体が清掃活動を実施しているほか，「偕楽園公園を愛する市民の会」は，偕楽園公園の歴史と自然を学ぶ講座やワークショップ，自然観察会等を開催しています。

その他，市民有志によるボランティア団体「歴史アドバイザー水戸」では，偕楽園，

弘道館，保和苑など市内の名所旧跡にて来訪者を対象に歴史案内を実施しています。

これらの団体をはじめとする各種団体との連携や協働を推進しており，今後とも，重点区域におけるこのような活動をさらに活発にするため，必要な情報提供，人材の育成，事業への支援などを図り，官民協働による文化財の保存・活用につながるよう体制の強化を図ります。

また，民俗芸能団体に対して，伝承保存や後継者の育成を図るため，補助金を交付するとともに，芸能を披露する場を設けることで，幅広い周知を図ります。

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する事項

１　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは，市内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設を指します。歴史的風致維持向上施設を整備し，適切な管理を行い，かつ有効に活用することにより，本市の歴史的風致の維持向上を図ります。

歴史的風致維持向上施設の整備では，歴史的建造物の保存や整備，歴史的風致の維持向上に資する周辺環境の維持・形成を行うほか，歴史的建造物等と関りの深い地域の民俗芸能の継承と保存に資する支援など，歴史的風致の認識を向上させる事業をあわせて実施します。

事業の実施に当たっては，施設やその周辺の歴史的背景を十分に検討した上で，周辺の景観と調和する整備を行います。あわせて，市歴史的風致維持向上協議会や市文化財保護審議会の意見を聴くなど，有識者の意見を踏まえながら，関係機関と十分な協議・調整をした上で実施します。また，国や県の支援を有効に活用することとし，施設の積極的な公開・活用を行います。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は，所有者や関係課等と十分な協議・調整を行い，今後も適切な維持管理に努めます。また，地元住民や関連団体などとの連携による維持管理にも取り組み，必要に応じて所有者等に指導・助言を行います。

上記を踏まえ，計画期間内に実施する事業は，以下のとおりです。

（１）歴史的建造物等の整備，保存，活用に関する事業

　１－１　弘道館公園整備事業

　１－２　偕楽園公園整備事業

　１－３　保和苑整備事業

　１－４　水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業

（２）歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上に関する事業

　２－１　弘道館東側用地整備事業

　２－２　千波公園整備事業

　２－３　都市景観形成助成事業

　２－４　水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業

　２－５　三の丸地区周辺景観整備事業

（３）民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化に関する事業

　３－１　水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業

　３－２　民俗芸能実演支援事業

（４）歴史的風致等についての情報発信と市民への普及啓発に関する事業

　４－１　文化財・町なみ巡り事業

４－２　観光周遊バス運行事業

４－３　歴史的風致に関連した祭り開催事業

４－４　歴史的風致情報発信推進事業

図６－１　事業配置図

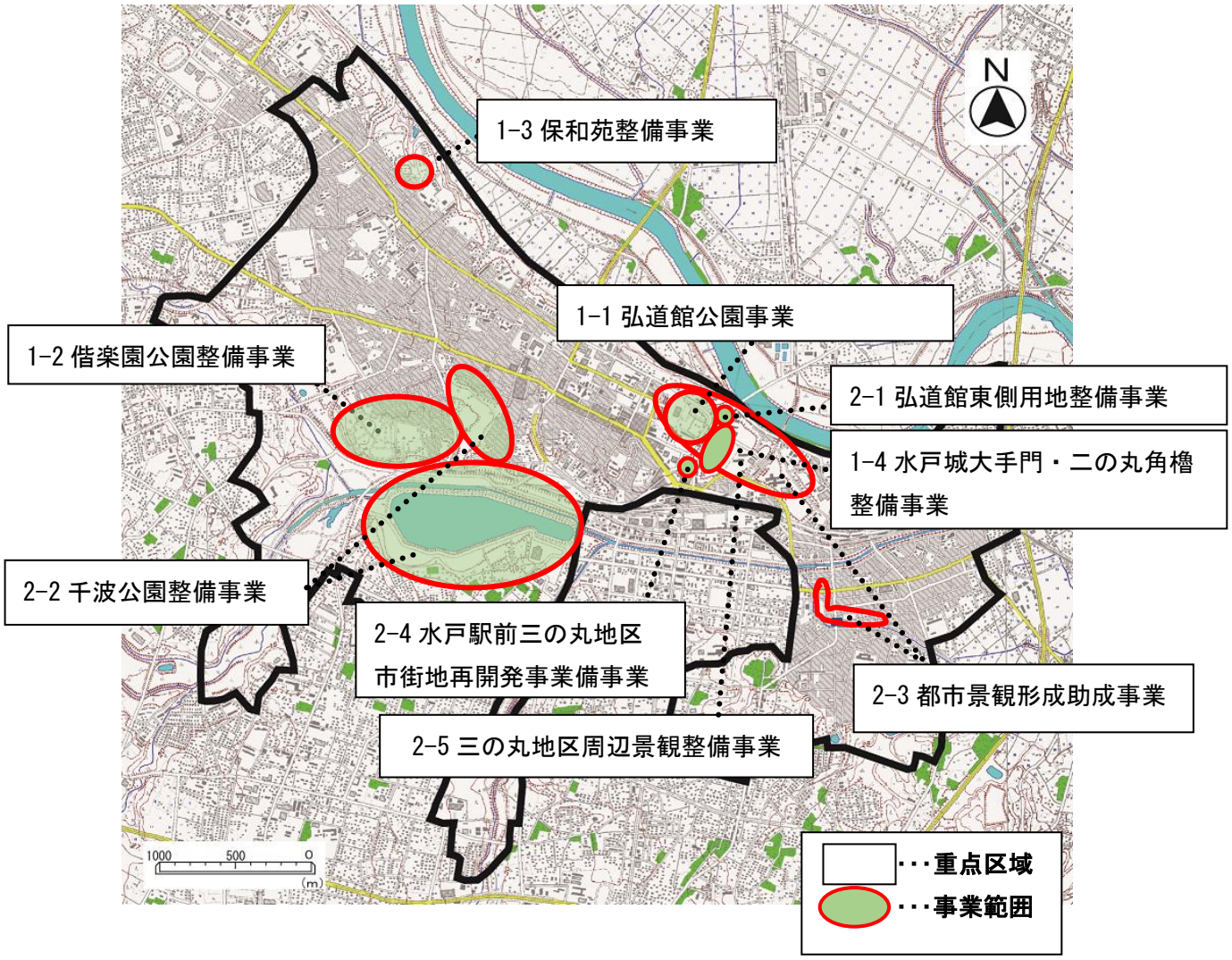

その他，市内全域を対象に行う事業

3-1 水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業

3-2 民俗芸能実演支援事業

4-1 文化財・町なみ巡り事業

4-2 観光周遊バス運行事業

4-3 歴史的風致に関連した祭り開催事業

4-4 歴史的風致情報発信推進事業

２　歴史的風致の維持及び向上に関する事業

（１）歴史的建造物等の整備，保存，活用に関する事業

事　業　名	1-1 弘道館公園整備事業
事 業 主 体	茨城県
事 業 期 間	2017（平成 29）年度～2028 年度
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 （2016（平成 28 年）度～2020 年度） 景観まちづくり刷新支援事業 （2017（平成 29 年）度～2019 年度） 県単独事業
事 業 位 置	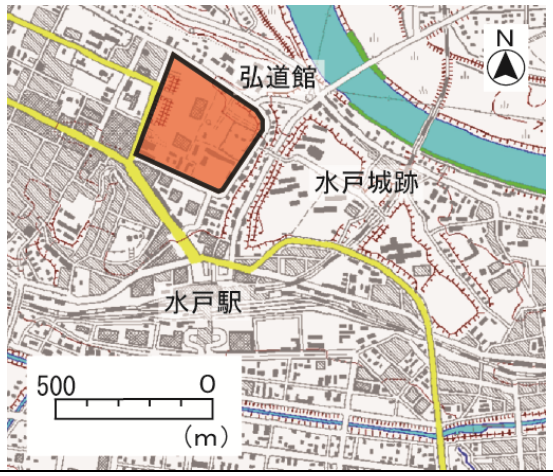
事 業 概 要	保存活用計画に基づき，本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行ない，1857（安政４）年の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進めます。 ①公開方法に関する整備：指定地内動線のバリアフリー化など ②情報提供に関する整備：案内表示，ガイダンス機能，展示改修など ③公園施設の活用に関する整備：テニスコートの撤去・跡地整備，トイレ洋式化 ④藩校時代の諸施設の再現検討
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	弘道館公園は，国指定特別史跡「旧弘道館」の範囲に開設された都市公園で，本市の歴史的風致を形成する中核的な施設です。 2016 年（平成 28）年度に茨城県が策定した保存活用計画に基づき，藩校時代の弘道館（安政４年５月９日本開館）を目標とした整備を行ない，良好な市街地の環境の形成を図ることで，「文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」の向上を図ります。

事　業　名	1-2 偕楽園公園整備事業
事 業 主 体	茨城県
事 業 期 間	2007（平成 19）年度～2028 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業） （2007（平成 19）年度～2019 年度） 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 （2015（平成 27）年度～2020 年度） 景観まちづくり刷新支援事業（2017（平成 29）年度～2019 年度） 県単独事業
事 業 位 置	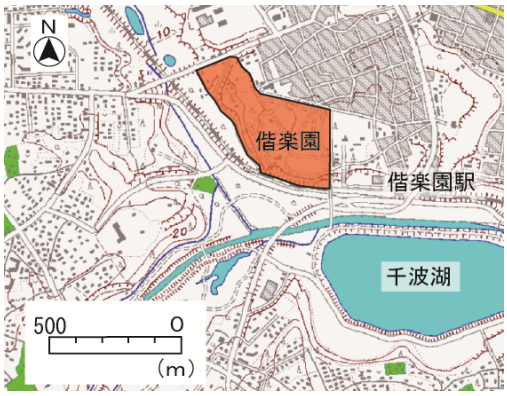
事 業 概 要	保存活用計画に基づく，文化財の本質的価値の質の向上や利用者の満足度向上に資する取組を行います。 ① 文化財の本質的価値の質の向上：好文亭の耐震化など歴史的建造物の整備,梅の後継木育成，景観整備，本来の歩行導線整備など ② 利用者の満足度向上：ユニバーサルデザインをふまえた公開ルートの整備，わかりやすい解説板整備，トイレ洋式化など
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	偕楽園は，国指定史跡及び名勝「常磐公園」を含む都市公園であり，千波湖など周辺区域を含んだ豊かな自然環境の中の歴史的文化遺産として，本市の歴史的風致を形成する中核的な施設です。 2007（平成 19 年）度に茨城県が策定した保存活用計画に基づき，保存整備と本園の設計思想を体感できる誘導・解説・公開ルートの整備を行なうとともに，指定地の範囲外の公園・緑地においても，本園の造園思想を反映しながら，借景としての景観構成に配慮した整備を実施します。「梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致」の維持向上を図ります。

事　業　名	1-3 保和苑整備事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	2016（平成 28）年度～2022 年度
支援事業名	市単独事業
事 業 位 置	
事 業 概 要	園内の継続的な整備を行うことで，保和苑のより一層の魅力向上を図るとともに，周辺のまちなみと調和した景観づくりを進めます。 ① 西側の修景施設整備 植栽と散策路，及び休憩施設の配置 ② 園路の整備 バリアフリーに配慮したスロープの設置，西側の修景施設をつなぐ園路整備
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	保和苑は，元禄時代，水戸藩第2代藩主徳川光圀が寺（桂岸寺）の庭を愛し保和園と名付けたのが始まりといわれています。この保和苑周辺は歴史的建造物や史跡が集積し，「郷土の祭礼にみる歴史的風致」の小風致「古式ゆかしい八幡宮の祭礼」の範囲として，良好な市街地の環境の一角を形成しています。同事業を通して，保和苑の魅力はもちろん，歴史的な名残を残す周辺のまちなみ景観が向上することを目指します。

事　業　名	1-4 水戸城大手門･二の丸角櫓復元整備事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	2017(平成 29)年度～2020 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) (2017(平成 29)年度～2020 年度) 市単独事業
事 業 位 置	
事 業 概 要	弘道館･水戸城跡周辺地区について，市民との協働により，水戸城の歴史的建造物の復元･整備を行います。 ①水戸城大手門の復元 ②二の丸角櫓の復元 ③大手門と二の丸角櫓周辺の土塀の整備 ④二の丸角櫓へのアプローチの整備
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	水戸城周辺は，中世以降，水戸の政治と経済の中心でした。さらに，江戸時代に大日本史編纂の彰考館や藩校弘道館が置かれ，学府として名高い水戸の学問の中心地となり，文字通り水戸の顔といえる地区といえます。大手門や角櫓を復元することで，明治以降姿を消した水戸城の姿を大幅に復することが可能であり，城下にふさわしい歴史まちづくりとして，「文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」の維持向上を図ります。また，二の丸角櫓に展示機能を設け，水戸城の歴史について来場者の興味・関心を高めます。

（２）歴史的建造物等の取り巻くまちなみの維持・向上に関する事業

事　業　名	2-1 弘道館東側用地整備事業
事業主体	水戸市
事業期間	2014（平成 26 年）度～2019 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （2017（平成 29 年）度～2019 年度）
事業位置	
事業概要	弘道館をはじめとする歴史的資源を訪れる観光客や市民の方々の利便性の向上を目的とし，弘道館東側用地整備基本計画に基づく整備を行います。周辺の歴史的景観と調和した整備を図りながら，下記の２つの機能を持たせた土地利用を行います。 ①歴史にまつわるイベント等に活用できる広場機能の整備 ②憩いややすらぎを感じることができる便益機能の整備
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	弘道館・水戸城跡周辺地区は，日本遺産に認定された弘道館をはじめとする数多くの歴史的資源を有するとともに，複数の学校が立地しており，多くの観光客，市民が交流する地域です。 現在は，弘道館東側用地の一部を砕石敷きの公用車駐車場として利活用しているところですが，大手門の復元や道路景観整備など，弘道館と一体的な歴史まちづくりが進められていることを踏まえ，当該用地について，歴史的風致と調和した広場機能・便益機能を備える施設として整備することで，弘道館と一体となった歴史まちづくりを一層推進し，「文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」の維持及び向上を図ります。

事　業　名	2-2 千波公園整備事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	2018（平成 30）年度～2028 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業） （2018（平成 30）年度～2023 年度） 市単独事業
事 業 位 置	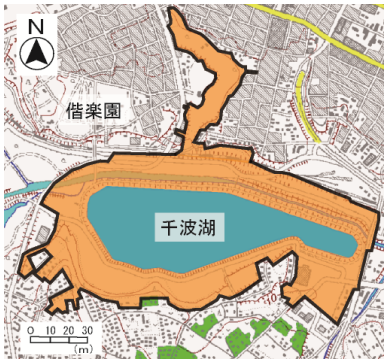
事 業 概 要	偕楽園や隣接する桜川緑地，沢渡川緑地，紀州堀緑地，逆川緑地を含めた大規模公園として整備を行い，景観形成を図ります。 ① 千波公園の各広場等の整備 ② 千波公園拡張部の整備 ③ 千波湖の水質浄化
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の中心部に位置する千波湖は，古くは水戸城の要害あるいは洪水を防ぐ堀及び農業用水としの機能を有していました（現在も桜川を通じて農業用水に利用）。水戸藩第9代藩主徳川斉昭により偕楽園が造園されてからは，周辺の緑地とともに雄大で清らかな湖面が借景としての役割も果たすようになりました。戦前の埋立てにより湖の面積は縮小されましたが，周辺部を含め都市公園「千波公園」としてその整備が図られており，偕楽園や隣接する桜川緑地，沢渡川緑地，紀州堀緑地，逆川緑地を含めた大規模公園として，一体的にその景観形成が図られているところです。また，千波湖は流域の都市化の進展や生活排水の流入により湖水の富栄養化が進行し，夏季にはアオコが発生するなど親水性が損なわれており水質浄化が喫緊の課題となっております。千波湖を含めた千波公園は，この大規模公園の中核となる水辺空間を構成しており，公園の各種整備や水質浄化策を通して，偕楽園本園の借景としての千波湖やその周辺の景観形成の向上を行い，「梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致」の向上を図ります。

事　業　名	2-3 都市景観形成助成事業
事業主体	水戸市
事業期間	2003（平成 15）年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	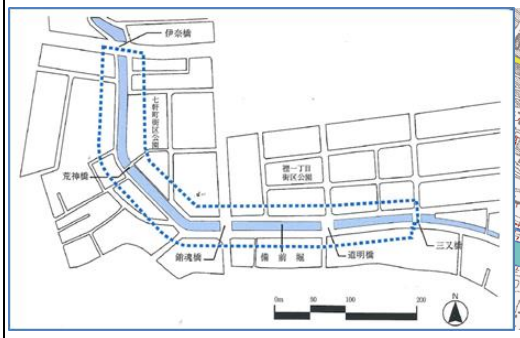 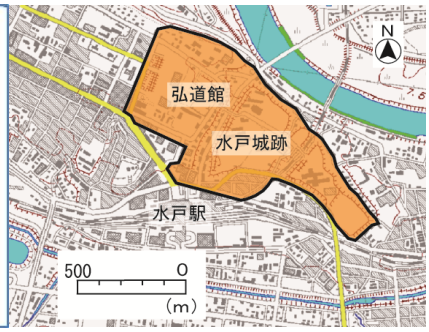 備前堀沿道地区　　弘道館・水戸城跡周辺地区
事業概要	都市景観重点地区(備前堀沿道地区／弘道館・水戸城跡周辺地区)における優れた都市景観づくりに寄与する行為に対して助成金を交付し，地区の歴史性などと調和した景観づくりを推進します。 〇助成対象事業 ①建築物等の新築，増築，改築又は移転に係る工事のうち外観に係るもの ②門，塀又は擁壁，石垣等の新築，増築，改築又は移転に係る工事のうち，外構に係るもの ③オープンスペースの整備に係るもの ④建築等の外観を変更することとなる修繕，模様替又は色彩の変更に係るもの　等
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	備前堀は，「郷土の祭礼にみる歴史的風致」のうちの小風致「下市に伝わる吉田神社の秋季祭礼」にて，吉田神社の神輿が巡幸する場所です。沿道は昔ながらの染物店が営業するなど，町人町としてのたたずまいを残しています。備前堀の歴史を生かしたまちなみの形成に寄与する行為に対し支援を行い，良好な市街地の環境の維持向上を図ります。 弘道館やその周辺の水戸城跡は，今も江戸時代の土塁，堀などが残り，かつての藩校や城郭のたたずまいを残す「文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」の範囲です。歴史的風致の向上に寄与する行為に対し支援を行うことで，良好な市街地の環境の維持向上を図ります。

事　業　名	2-4 水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業
事 業 主 体	水戸駅前三の丸地区市街地再開発組合
事 業 期 間	2016（平成 28）年度～2021 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） （2016（平成 28）年度～2020 年度）
事 業 位 置	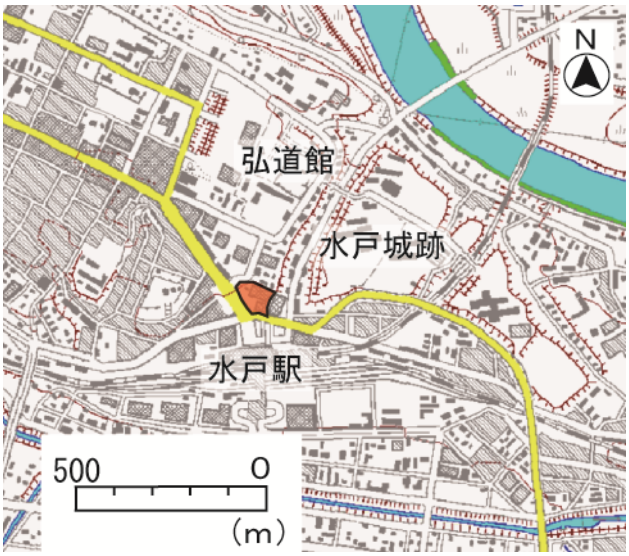
事 業 概 要	水戸駅から弘道館方面へのアクセスルートを確保し，歴史的な景観に配慮した整備を行うことで，水戸の玄関口にふさわしいまちなか交流拠点の形成を目指します。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	水戸駅前は本市の玄関口で，江戸時代には近くに東照宮や弘道館があり，さらに水戸城が眼前に広がっていた場所です。 本市の第2期計画において「1-4 水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業」を進めることとしておりますが，このうち二の丸角櫓が完成すると，水戸駅前より角櫓を見ることが可能となります。 本事業を行うことで，歴史的景観が向上し，二の丸角櫓の復元とあわせて，「文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」の向上に寄与することができます。また，弘道館方面へのアクセスルートを確保することから，弘道館や水戸城跡への観光客の利便性の向上にも寄与できます。

事　業　名	2-5 三の丸地区周辺景観整備事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	2019 年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事 業 位 置	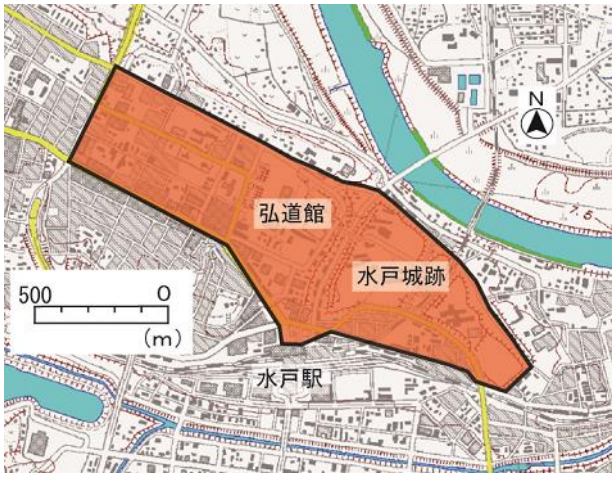
事 業 概 要	三の丸地区周辺の電線地中化や道路の拡幅，車道・歩道の再整備と，あわせて沿道周辺の広場の整備などを行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	三の丸地区には，水戸城跡や弘道館など，貴重な文化財が多くあります。 現在でも道路の屈曲や勾配は古地図のまま維持されているものの，電柱・電線が多く，現代的な歩道や車道が歴史的景観にそぐわないものとなっています。そこで，第1期計画において北三の丸道路の整備を行いましたが，いまだ電柱・電線が多く，また，あわせて沿道周辺の整備を行い，歴史的景観の向上を進める必要があります。 本事業を行うことで，歴史的建造物と周辺景観の調和を図るとともに，「文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致」に含まれる三の丸地区及びその周辺に対する住民意識の醸成を図り，歴史的風致の維持及び向上に寄与することができます。

（３）民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化に関する事業

事　業　名	3-1 水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業
事業主体	水戸市
事業期間	2007（平成 19）年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	無形民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため，予算の範囲内で活動に対し補助金を交付します。 〇主な助成対象事業 ①水戸市郷土民俗芸能のつどい事業費助成事業 ②水戸市民俗芸能団体協議会事業費助成事業 ③大串のささらばやし伝承保存及び後継者育成事業
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市では歴史的風致を形成する祭礼として，「大串のささらばやし」をはじめとして，江戸時代に起源を持つ民俗芸能が受け継がれてきています。 こうした民俗芸能は，市民が主体となって伝承保存と後継者育成の取組みが行われており，また，無形文化財である「水府流水術」を含めた保存団体が連携し発表や情報発信に努めています。 それらの団体や事業への助成を通し，必要な情報提供や人材の育成を図り，重点区域を含む各地域の歴史的風致を生かした魅力あるまちづくりを，官民協働により推進することで，「郷土の祭礼にみる歴史的風致」の維持と向上に寄与します。

事　業　名	3-2 民俗芸能実演支援事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	1991（平成3）年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事 業 位 置	市全域
事 業 概 要	本市に伝わる民俗芸能を幅広く市民に周知するため，市主催のイベントを中心に，実演の機会を提供します。 本市の民俗芸能が披露される「風土記の丘ふるさとまつり」（写真は大串のささらばやし）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市に伝わる民俗芸能は，神社の祭礼やそれに関連するものが比較的多いのが特徴です。しかし，祭礼は年中行事のため，一年を通して開催されるものではなく，限られた場所や機会での披露となっています。また，祭礼以外の民俗芸能も，常時披露できるものではない状況です。そのため，市民が民俗芸能に触れられる機会が少ないのが現状です。 そこで，本市で民俗芸能を披露する場を提供することで，幅広く周知の機会をつくり，市民が民俗芸能さらには「郷土の祭礼にみる歴史的風致」に興味・関心を高める機会とします。

（４）歴史的風致等についての情報発信と市民への普及啓発に関する事業

事　業　名	4-1 文化財・町なみ巡り事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	1977（昭和 52）年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事 業 位 置	市全域
事 業 概 要	本市内や本市ゆかりの場所にある文化財や町なみを訪問する水戸郷土かるためぐりや史跡めぐりを実施し，本市の歴史や文化などへの理解を深めます。 水戸の歴史や文化をかるたにした「水戸郷土かるた」で とりあげた場所をめぐる，「水戸郷土かるためぐり」の様子
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市や本市ゆかりの文化財や町なみを見学することで，市民が本市の歴史や文化に対し理解を深め，興味・関心を高めることができます。その結果，歴史的風致の維持向上に寄与します。

事　業　名	4-2 観光周遊バス運行事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	2004(平成 16)年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事 業 位 置	市全域
事 業 概 要	梅まつりなど，花の名所で開催されるイベントに合わせて観光周遊バスを運行し，偕楽園や弘道館など歴史的資源を周遊します。 観光周遊バス
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	梅まつりは偕楽園を主な会場としており，偕楽園は本市を代表する歴史的資源です。また，梅まつり自体が江戸時代の観梅より始まる伝統ある行事であることから，本市の歴史的風致と密接にかかわるイベントといえます。このような会場を周遊する観光周遊バスを運行することで，利用者への本市への歴史や文化への興味・関心を高め，ひいては歴史的風致の向上に寄与します。

事　業　名	4-3 歴史的風致に関連した祭り開催支援事業
事業主体	水戸市
事業期間	1991（平成3）年～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	本市には，梅まつり（偕楽園周辺），水戸黄門まつり（東照宮周辺）など，歴史的風致内で実施されるイベントが多くあります。このようなイベントの開催にあたり，補助金を交付し，企画・実施から PR まで幅広い支援を行うことで，市民や観光客の歴史的風致に対する興味・関心を高め，歴史的風致の維持・向上につながる様々な活動への参加を促します。 水戸の梅まつり 水戸黄門まつり
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	梅まつりは，江戸時代に水戸藩第9代藩主徳川斉昭が偕楽園を創設し，身分に関係なく多くの人々が梅を楽しんだ「観梅」を起源とします。また，あじさいまつりや水戸黄門まつりも回数を重ね，本市を代表する伝統的なイベントになりつつあります。このようなイベントが開催されることを通して，市民や観光客がイベントに参加するだけでなく，それぞれの歴史的資源に親しむことで，本市の歴史的風致への興味・関心を高め，さらなる関連事業への活動への参加を促します。

事　業　名	4-4 歴史的風致情報発信推進事業
事 業 主 体	水戸市
事 業 期 間	2007（平成 19）年度～2028 年度
支援事業名	市単独事業
事 業 位 置	市全域
事 業 概 要	本市の広報誌や SNS での文化財に関する情報発信，さらには文化財説明板の設置を行い，市民の歴史・文化に対する理解を深めていきます。 SNSを使った情報公開
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財説明板や広報誌のほか，SNS などの新しいツールを通して，本市の歴史や文化の情報をこれまで以上に豊富に提供することができます。市民が歴史や文化に理解を深め，興味・関心を高めることができ，その結果，歴史的風致の維持向上に寄与します。

第７章　歴史的風致形成建造物の指定及び管理の指針となるべき事項

１　歴史的風致形成建造物の指定の方針

水戸市では，これまで文化財保護法，茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例に基づき，文化財を指定・登録し，保護を進めてきました。また，第１期計画において，本市固有の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち，重点区域内において，歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものについて，歴史まちづくり法第 12 条第１項の歴史的風致形成建造物として４件指定しました。

第２期計画においても歴史的建造物の調査を行いながら，引き続き歴史的風致維持形成建造物の指定を進めます。

２　歴史的風致形成建造物の指定の要件

歴史的風致形成建造物の指定においては，以下の（１），（２）いずれも満たすもので，文化財保護審議機関等で審議されて，文化財保護法等の法律または関連する条例等により価値付けされた建造物等を原則とし，重点区域の歴史的風致の形成に寄与することを要件とします。

（１）指定の要件

ア　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財及び同法第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物（史跡関係）

イ　景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物

ウ　茨城県文化財保護条例（昭和 51 年条例第 50 号）第４条第１項の規定に基づく県指定有形文化財及び同法第 40 条第１項の規定に基づく県指定史跡

エ　水戸市文化財保護条例（昭和 51 年条例第 28 号）第５条第１項の規定に基づく市指定有形文化財及び同法第 34 条第１項の規定に基づく市指定史跡

オ　その他，本市の歴史的風致の形成に寄与すると認められる歴史的建造物

（２） 指定の基準

ア　形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物等

イ　地域の歴史を把握するうえで重要な建造物等

ウ　歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物等

ただし，以下の条件を満たすことが必要

（ア）おおむね築 50 年が経過しているもの

（イ）所有者又は管理者等により今後適切な維持管理が見込まれるもの

（ウ）所有者の同意が得られているもの

３　歴史的風致形成建造物の候補

候補となる歴史的建造物は，以下のとおりです。

表７－１　歴史的風致形成建造物候補一覧

		名　称 （所在地）	所有者 （管理者）	建築年代及び 指定・登録など
（１）梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致				
①		好文亭 （常磐町１丁目）	国 （茨城県）	1842（天保 13）年。 1958（昭和 33）年復元。 未指定
（２）文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致				
②		孔子廟戟門（げきもん） （三の丸２丁目）	国 （茨城県）	1841（天保 12）年。 未指定
③		水戸東武館 （北見町）	水戸東武館	1953（昭和 28）年再建。2015（平成 27）年移築。 市指定。第１期で歴史的風致形成建造物に指定
④		旧水戸城薬医門 （三の丸２丁目）	茨城県	安土桃山時代。 県指定

		名　称	所有者 （管理者）	建築年代及び 指定・登録など
⑤		水戸城大手門及び 二の丸角櫓 （三の丸２丁目）	水戸市	江戸時代後期か。 現在復元整備中。 第１期で歴史的風致形成建造物に指定。
（３）郷土の祭礼にみる歴史的風致				
⑥		薬王院仁王門 （元吉田町）	薬王院	貞享年間（1684～1688）。県指定
⑦		薬王院四脚門 （元吉田町）	薬王院	江戸時代中期。 市指定
⑧		八幡宮拝殿及び幣殿 （八幡町）	八幡宮	1775（安永４）年。 市指定。第１期で歴史的風致形成建造物に指定

		名　称	所在地 （管理者）	建築年代及び 指定・登録など
⑨		八幡宮神楽殿 （八幡町）	八幡宮	1745（延享2）年か。 市指定
⑩		八幡宮随神門 （八幡町）	八幡宮	1757（宝暦7）年。 市指定
⑪	 	東照宮（社殿と銅造燈籠ほか関連施設） （宮町２丁目）	東照宮	社殿は 1962（昭和37）再建。燈籠は1651（慶安4）年。 燈籠が市指定
⑫		旧川崎銀行 水戸支店 （泉町３丁目）	三菱ＵＦＪ 銀行	1909（明治42）年。 現三菱ＵＦＪ銀行

		名　称 （所在地）	所有者 （管理者）	建築年代及び 指定・登録など
⑬		泉町会館 （泉町２丁目）	泉町会館	1955（昭和 30）年
⑭		鹿島神社本殿・拝殿・幣殿及び瑞垣 （三の丸１丁目）	鹿島神社	1953（昭和 28）年。 1975（昭和 50）年移築。 市指定

図７－１歴史的風致形成建造物候補位置図

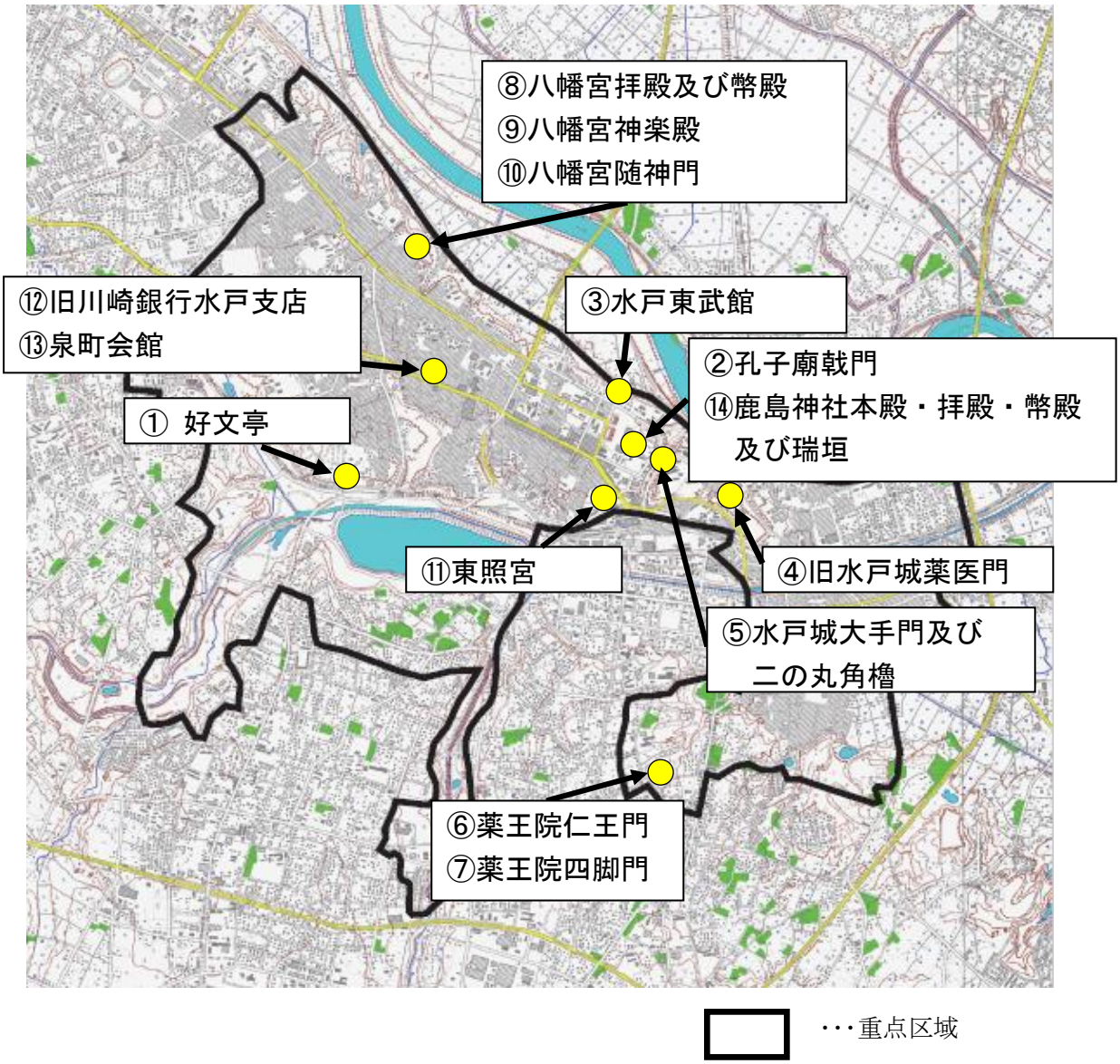

２　歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針

（１）基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理の前提として，文化財保護法や茨城県と水戸市の文化財保護条例に基づき指定されている歴史的建造物は，当該法と条例に基づき適切に維持・管理を行います。それ以外の法律または条例に基づき指定されている建造物については，その法令に基づき，適切に維持・管理を行います。その他の建造物については，その価値に基づき，適切に維持・管理を行います。

公開，活用については，歴史的風致維持向上のために積極的に図るものとします。特に公開に関しては，通常外部から望見されるだけでなく，所有者や管理者の事情を踏まえながら，可能な範囲で内部公開を行います。

また，歴史的建造物の建築様式など，その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または修理に努めます。

民間の所有者には必要に応じて支援を行い，負担軽減に努めます。

（２）個別の事項

ア　国の登録有形文化財及び景観重要建造物など

国登録の有形文化財と，景観重要建造物（景観法により，良好な景観形成の規範となるものや，優れたデザインを持ち地域のランドマークとなる建造物を指定）については，外観の維持・保存を基本とします。これらの外観保存を基本とする建造物では，保存・活用に必要な部分的な改修や復元，また内部についても活用のために必要な改造を行う際にも，十分な検討を行い，保全を図ります。

国登録の登録記念物（史跡関係）については，現状保存を基本とします。保存・活用に必要な部分的な改修や復元を行う際には，歴史資料や古写真等に基づくことを原則とし，その価値や特性に支障を与えない範囲で実施します。

イ　茨城県指定文化財及び水戸市指定文化財

将来の国指定の重要文化財の候補となる可能性がある県・市指定の有形文化財は，建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とします。これらの建造物を維持・保存するための修理については，在来の工法，意匠，材料に基づく修理を原則とします。

県・市指定の史跡については，現状保存を基本とします。保存・活用に必要な部分的な改修や復元を行う際には，歴史資料や古写真等に基づくことを原則とし，その価値や特性に支障を与えない範囲で実施します。

ウ　その他保全の措置が必要な建造物

その他本市の歴史的風致の形成に寄与すると認められる文化財建造物についても，外観の維持・保存を基本として，内部についても保全を図るものとします。

（３）届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第１項第１号及び同法施行令第３条第１項に基づく届出が不要な行為については，以下のものとします。

ア　文化財保護法第 57 条第１項の規定に基づく登録有形文化財について，第 64 条第１項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合，及び第 132 条第１項の規定に基づく登録記念物（名勝地関係）について第 133 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

イ　景観法第 19 条１項の規定に基づく景観重要建造物について，第 22 条第１項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合

ウ　茨城県文化財保護条例第４条第１項の規定に基づく県指定有形文化財について，第 18 条第１項の規定に基づく現状変更等の許可の申請，及び第 19 条第１項の規定に基づく修理を行った場合並びに第 40 条第 1 項の規定に基づく県指定史跡について，第 47 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 48 条第 1 項の規定に基づく復旧の届出を行った場合

エ　水戸市文化財保護条例第５条第１項の規定に基づく市指定有形文化財について，第 18 条第１項の規定に基づく現状変更等の許可の申請，及び第 19 条第１項の規定に基づく修理を行った場合並びに第 34 条第 1 項の規定に基づく市指定史跡について，第 41 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 42 条第 1 項の規定に基づく復旧の届出を行った場合